

地域共生社会の実現に向けて

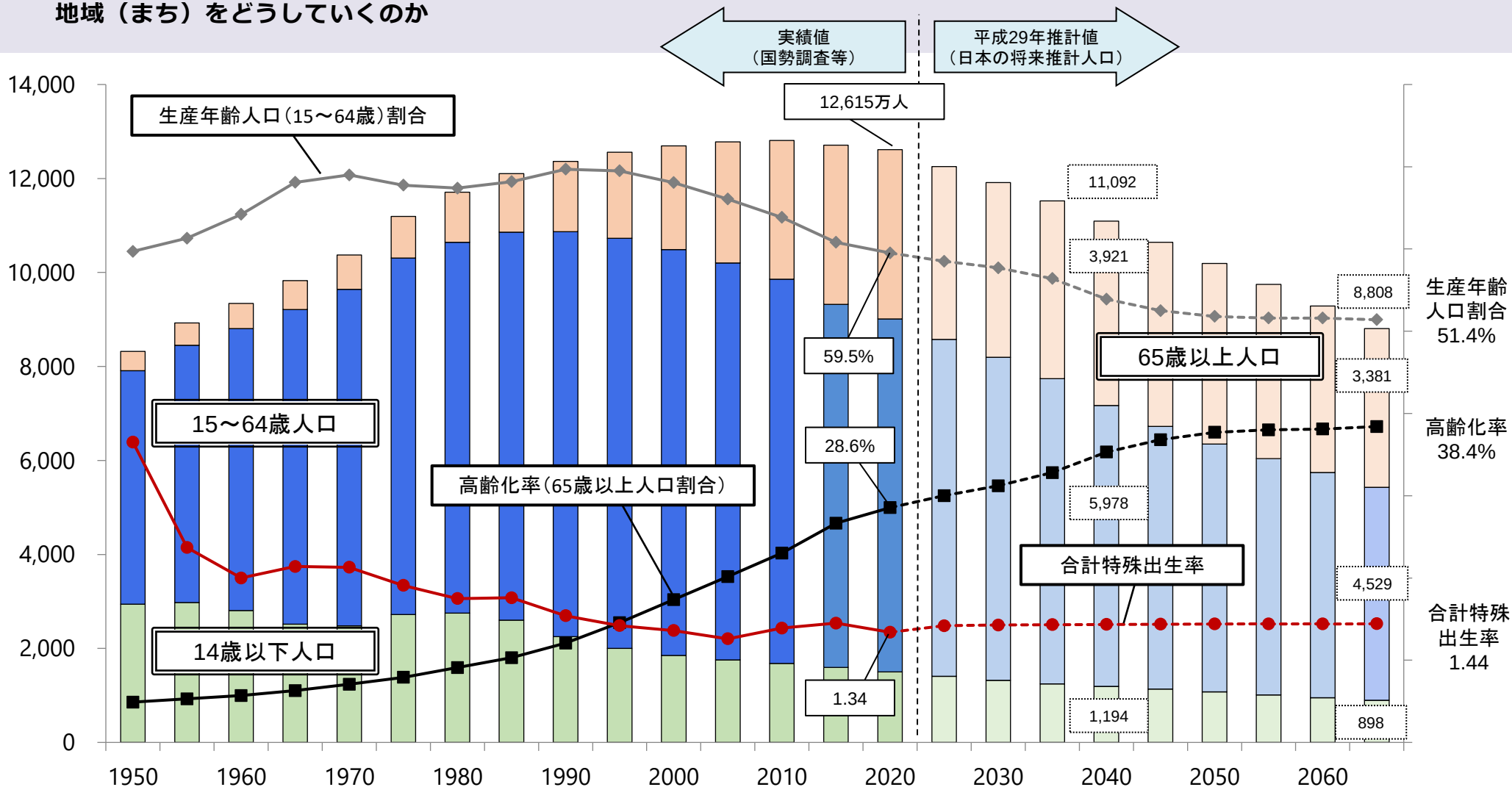
－ 重層的支援体制整備事業を活用して －

厚生労働省社会・援護局 地域福祉課
地域共生社会推進室

支援推進官 犬丸 智則

背景にあるもの① 人口減少社会

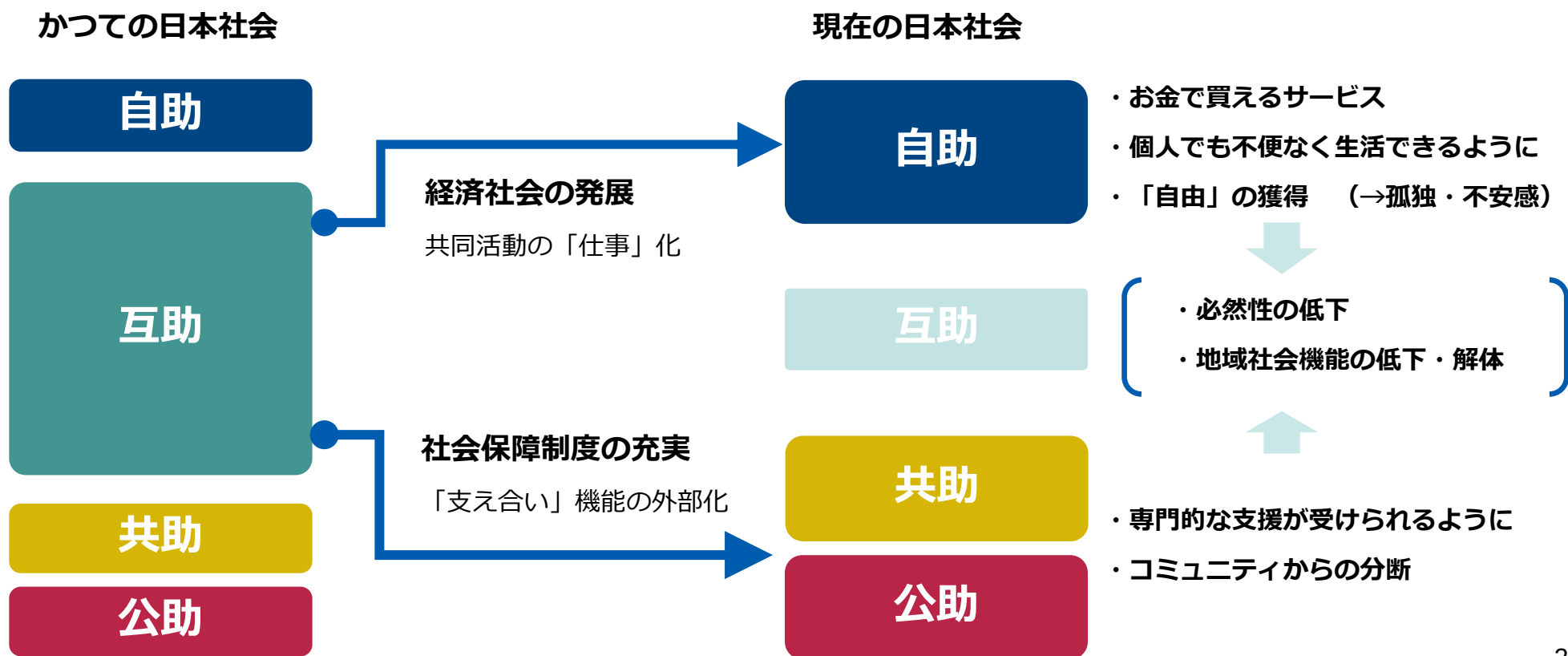
人口5000人未満の自治体が2015年に14.8%であったものが2040年には24.1%に。右肩上がり時代の終焉。生活の基盤である地域（まち）をどうしていくのか



出典：2020年までの人口は総務省「人口推計」(各年10月1日現在)等、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、
2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(出生中位(死亡中位)推計)

背景にあるもの② 自助・互助・共助・公助のバランスの変容

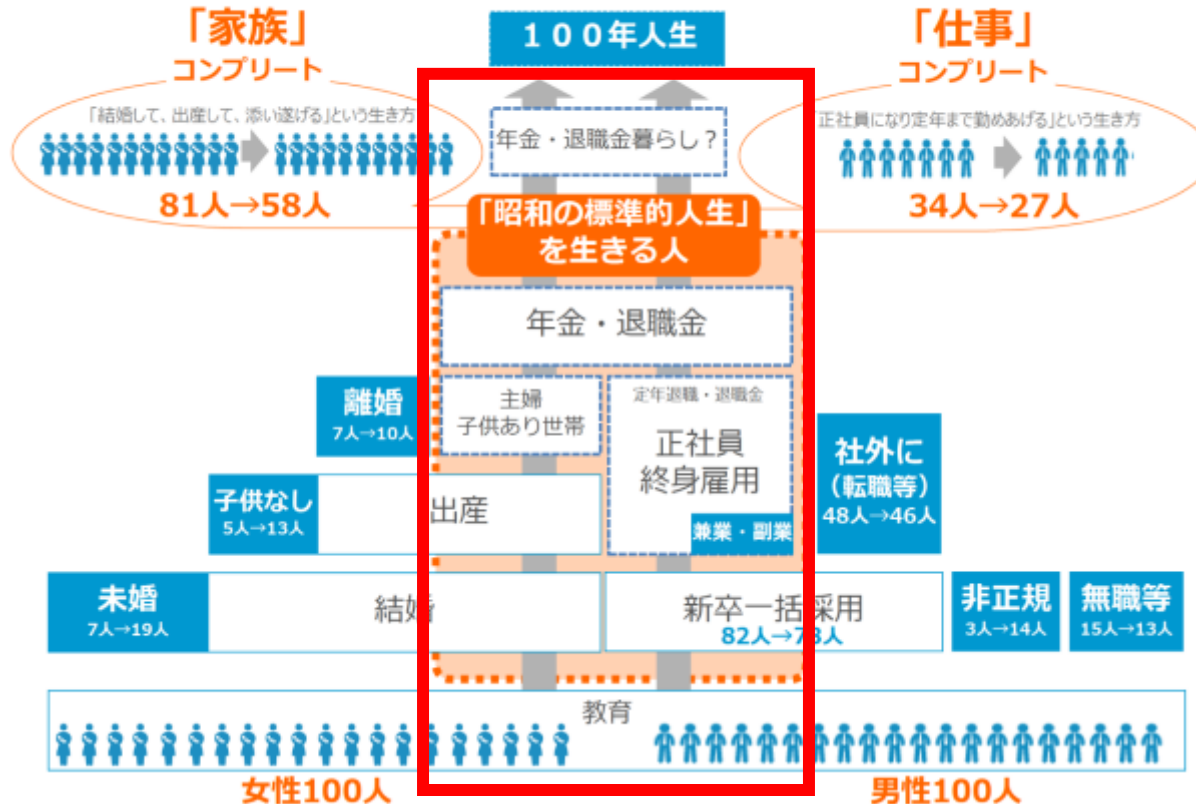
- ・ 単身世帯の増加、意識の変化（個人化）、非正規雇用の増加等個人を取り巻く環境の変化
- ・ 人の暮らしの基盤となる「血縁」「地縁」「社縁」の脆弱化
- ・ 自助を支えるエンパワメント機能（自己肯定感・自己有用感）の低下＋支え合う機能が脆弱化



“生きづらさ”を抱えた方が増えているのはなぜか？

「昭和の人生すごろく」のイメージ

‘50年代生まれ→‘80年代生まれ（推計含む）



2017年 経済産業省次官・若手プロジェクト「立ちすくむ国家」より

★より「個」の意思・能力・資質を
社会が求める時代となった（ある意味「自由」）
＝モデルなき時代

こうした社会に適応できない人が少
しずつ増えてきた（社会問題化）

ニート・ひきこもり、8050問題、
貧困・格差、精神疾患や発達障害
の生きづらさ、子ども・若者の自
殺の増加…

…声をあげない、あげられない
状況へ（孤独／孤立）
…その人がどこにいるのか分か
らない

「これから」を考える

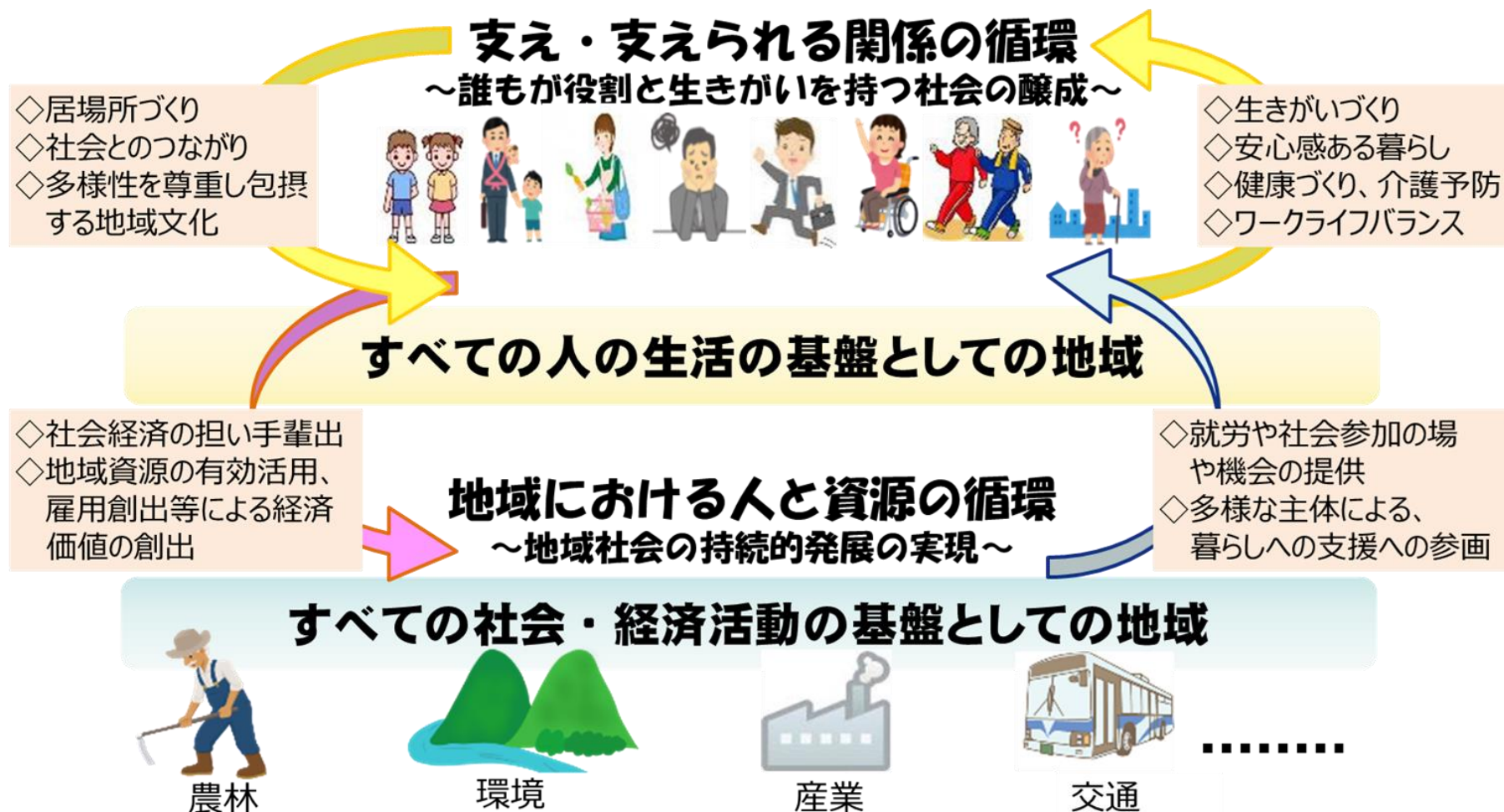
●これからの**社会福祉**のあり方

- **地域におけるつながりを育むことで、社会的孤立・社会的排除や「制度の狭間」にも対応し個別支援とともに暮らしを支えていく**
- 暮らし全体を見渡し、**地域住民や他領域の関係者ともつながり、本人が選択する生き方を追求し応援していく（個人の自律の支援）**
- 産業・福祉などの**「タテワリ」を超え、暮らしの向上と地域活性化を実現する「循環」を生み出し、地域の持続を支えていく**

ハンディのある人も役割を持ち参加できる社会を創ることが、誰にとっても暮らしやすいまちをつくり、まちの持続を支えることにつながっていく

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



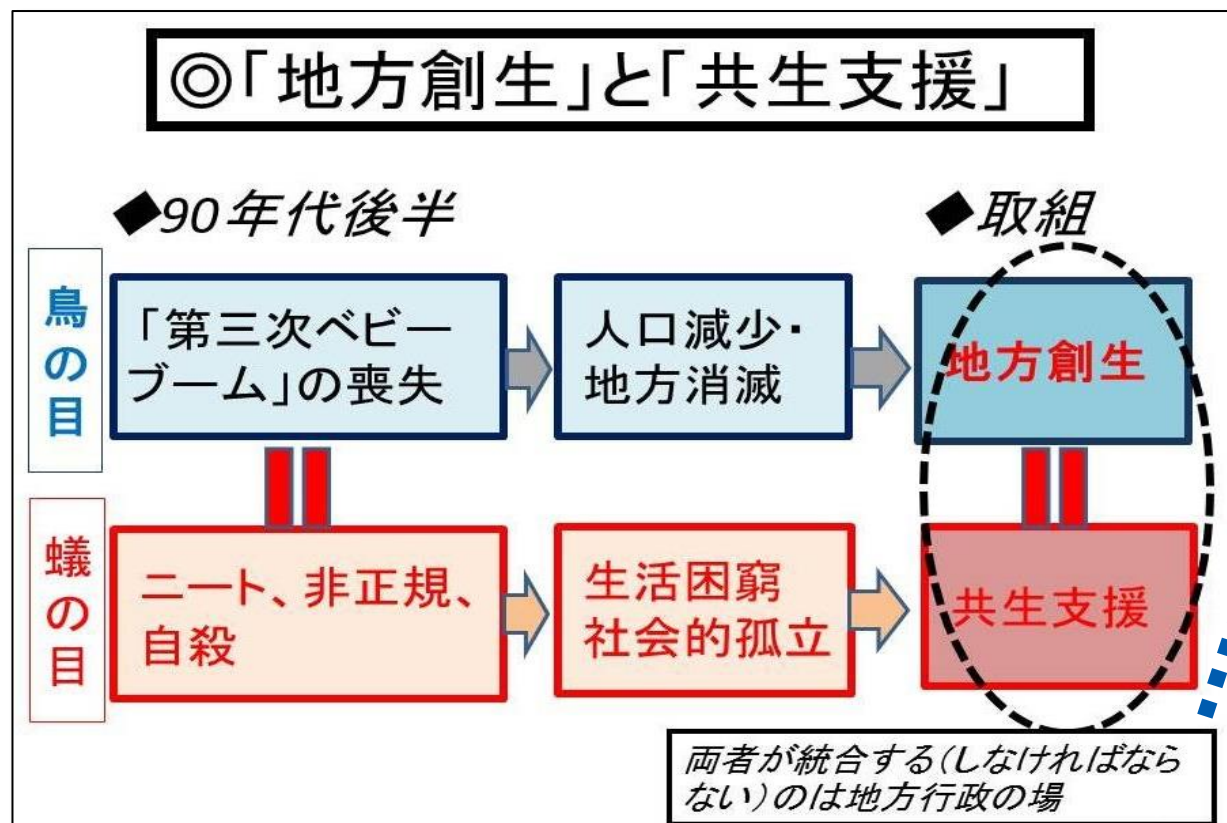
森のとうふ工房（埼玉県所沢市）

- 埼玉県所沢市にある廃業した豆腐屋から、障害者と共に働き、地域課題の解決に取り組んでいる団体に「豆腐屋を復活させてほしい」という相談があった。
- 相談を契機に団体は、生活保護を受給している人、派遣の仕事を転々としてきた人、これまで一度も働いたことがなかった若者、障害者手帳の交付対象ではないけれど何らかの障害がある人など様々なバックグラウンドを持つ仲間とともに、豆腐屋を再開。
- その後、全員で自分たちの働き方、事業所の経営、今後の事業展開について話し合う中で、豆乳とおからを使ったお菓子屋さんを新たに立ち上げることに。
- 今では豆腐、菓子の製造・販売にとどまらず、農業や里山保全の活動にも取り組んでいる。
- 「福祉」ではなく「事業」として見てほしい。



見え方は違うけど、目指していることは一緒

・日々の暮らしの中で一人ひとりが「幸せ」を感じとることができるまちだからこそ、人は離れず、まちの外から人々が集まる。若者がまちに留まって、新しい家族が生まれ、子どもの声があふれるのではないか



「地域共生社会」は
これらを統合し得る
(両側面を持つ)概念

※他に(この当時では)

- ・小規模多機能自治
- ・小さな拠点
- ・地域循環共生圏
- ・コンパクト+ネットワーク
- …etc

資料：2017.5.20 チョウチョの会(滋賀自治体職員ネットワーク)主催講演会「原点から地方創生を問い直す」

山崎 史郎 氏(元・内閣官房まち・ひと・しごと創生本部 地方創生総括官) 講演資料より

※現・内閣官房 全世代型社会保障構築本部 統括事務局長

【出所】草津市まちづくり協働課中西大輔氏講演資料

○少子高齢・人口減少社会という我が国が抱えている大きな課題は、我が国全体の経済・社会の存続の危機に直結しており、この危機を乗り越えるためには、我が国の一つ一つの地域の力を強化し、その**持続可能性を高めていくことが必要**と考えられる。地域力強化を考えるに当たっては、**福祉の領域を超えた地域全体が直面する課題を、改めて直視する必要**がある。（略）

○様々な課題に直面している**地域そのものを元気にしていこうという地方創生の取組**と、**誰もが安心して共生できる地域福祉を推進しようという取組**は、**別々のものではなく、生活の基盤としての地域社会が持続可能であることが、地域福祉の基盤として不可欠であり、地域福祉によって地域生活の質が向上することで、そのことが地域の活性化に「還元」されていく**と考えられる。

法第6条第2項に規定されているように、いわば、**福祉の領域だけではなく**、商業・サービス業、工業、農林水産業、防犯・防災、環境、まちおこし、交通、都市計画 等 も含め、**人・分野・世代を超えて、地域経済・社会全体の中で、「人」「モノ」「お金」そして「思い」が循環し、相互に支える、支えられるという関係ができることが、地域共生社会の実現には不可欠である**と考えられる。

○また、地域共生社会を実現していくためには、社会的孤立や社会的排除といった現実を生じうる課題を直視しつつも、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが求められる。

これは、（略）**地域福祉推進の目的と相通ずるもの**であり、**地域共生社会の実現に向けては、地域福祉の推進が求められている**ということができる。

地域共生社会の実現に向けた取組の検討経緯

平成29年社会福祉法改正

- 平成29年（2017年）の通常国会で成立した改正社会福祉法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正）により、社会福祉法に地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり（※）に努める旨を規定。（法第106条の3）
 - （※）包括的な支援体制づくりの具体的な内容
 - ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
 - ・支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備
- 同改正法の附則において、法律の公布後3年（令和2年）を目途として、市町村による包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。
- あわせて、包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成28年度から実施

地域共生社会推進検討会における検討

- 平成29年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するため、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」を令和元年5月に設置、12月に最終とりまとめ。
- ＜最終とりまとめで示された方向性＞
- 本人・世帯が有する複合的な課題（※）を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において、Ⅰ 断らない相談支援、Ⅱ 参加支援、Ⅲ 地域づくりに向けた支援を一体的に実施
（※）一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050世帯、ダブルケアなど）、世帯全体が地域から孤立している状態（ごみ屋敷など）等

令和2年社会福祉法改正

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行うための「**重層的支援体制整備事業**」を創設し、その財政支援等を規定
- 同改正法の附則において、法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

平成29年改正社会福祉法の概要（抜粋）

（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の**包括的な支援体制づくりに努める旨を規定**

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制（＊）
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。）

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年（平成29年）6月2日公布。2018年（平成30年）4月1日施行。

- ① 地域福祉の推進は、**地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現**を目指して行われなければならない。
- ② 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他**あらゆる分野の活動に参加する機会が確保**されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- ③ 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防・・・、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの**孤立**その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「**地域生活課題**」という。）を**把握**し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関・・・との**連携**等によりその**解決**を図るよう特に留意するものとする。

包括的な支援体制の整備

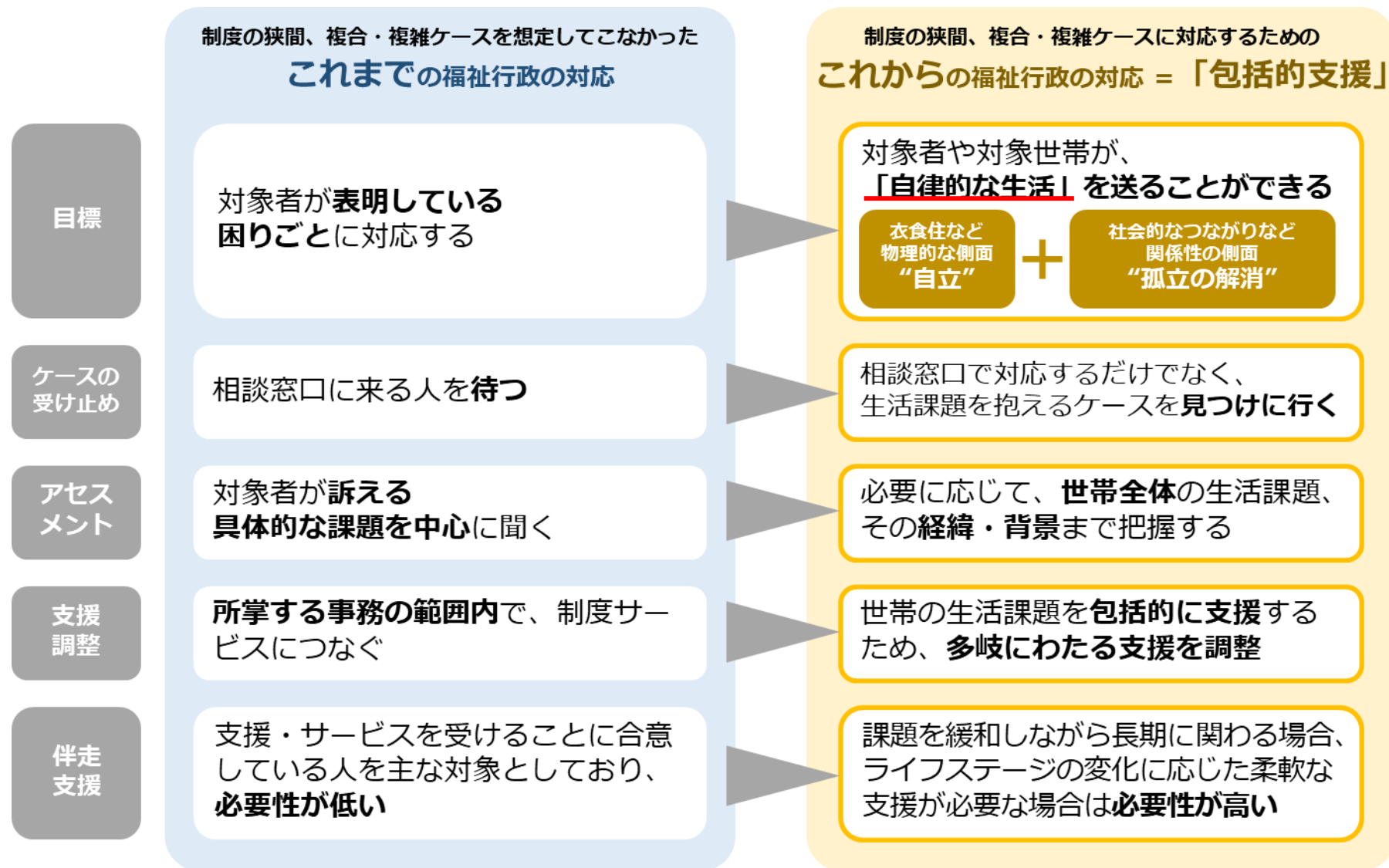
社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第106条の3

- 市町村は、**地域住民等と支援関係機関による地域福祉の推進のため相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に向けた支援が包括的に提供される体制を整備する**よう努めるものとする。

✓ 包括的な支援体制の整備のために、**市町村による実施が期待される施策**

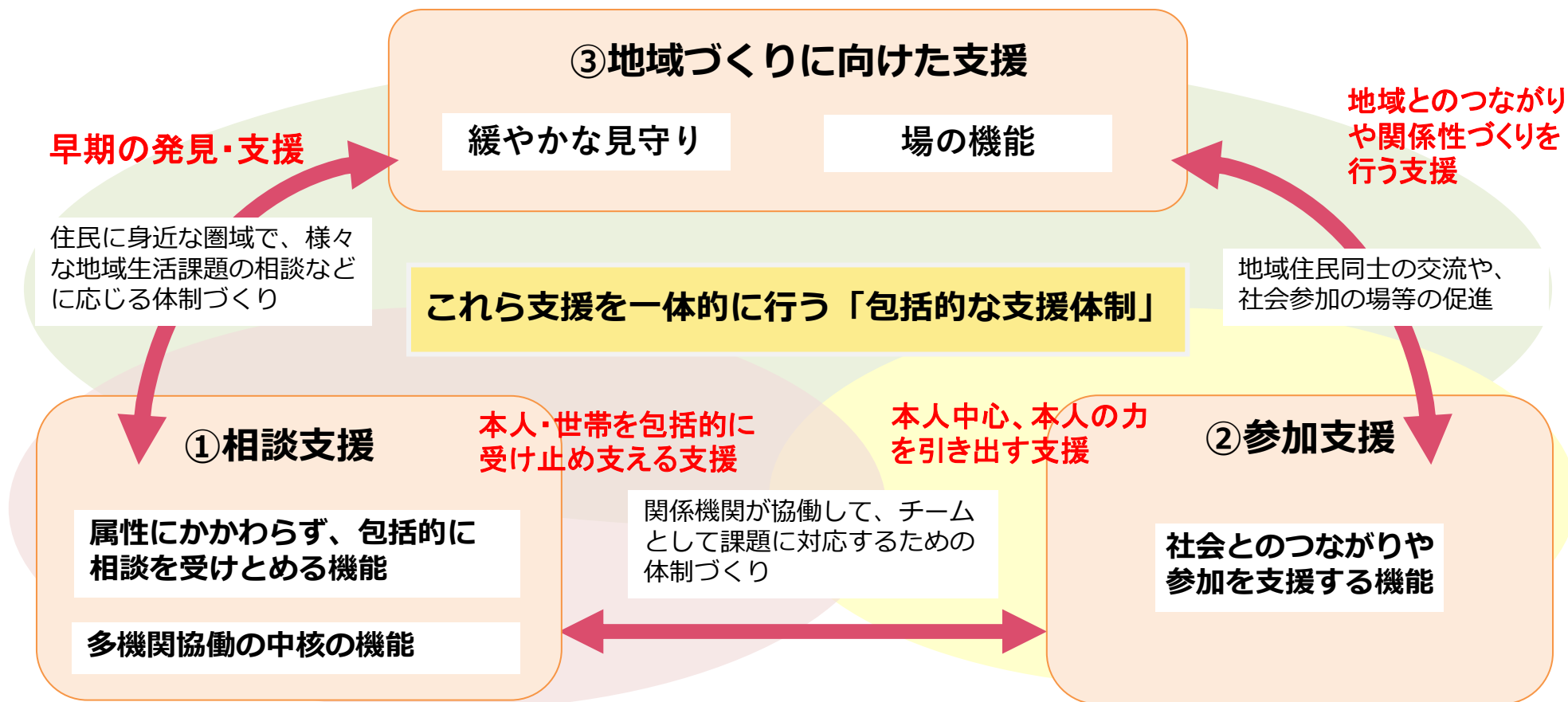
- ① **地域住民等が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みることができる環境の整備**
 - ※ 地域福祉活動への住民参加を促す者への支援、住民の交流の場・活動拠点の整備、住民への研修
- ② **地域住民等が地域生活課題に関する相談を包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につなぐことのできる体制の整備**
 - ※ 相談を包括的に受け止める場の整備・周知とバックアップ体制の構築、民生委員・保護司等の地域の関係者との連携による地域生活課題の早期把握
- ③ **地域住民等が相談を包括的に受け止める場等では対応が難しい複合的で複雑な課題、制度の狭間にある課題等を受け止める相談体制の構築**
 - ※ 支援関係機関によるチーム支援、支援に関する協議・検討の場、支援を必要とする者の早期把握、地域住民等との連携

これから求められる「包括的支援」



市町村における包括的な支援体制の整備（入口・出口を豊かに）

市町村においては、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、
①相談支援（市町村による断らない相談支援体制）、②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する

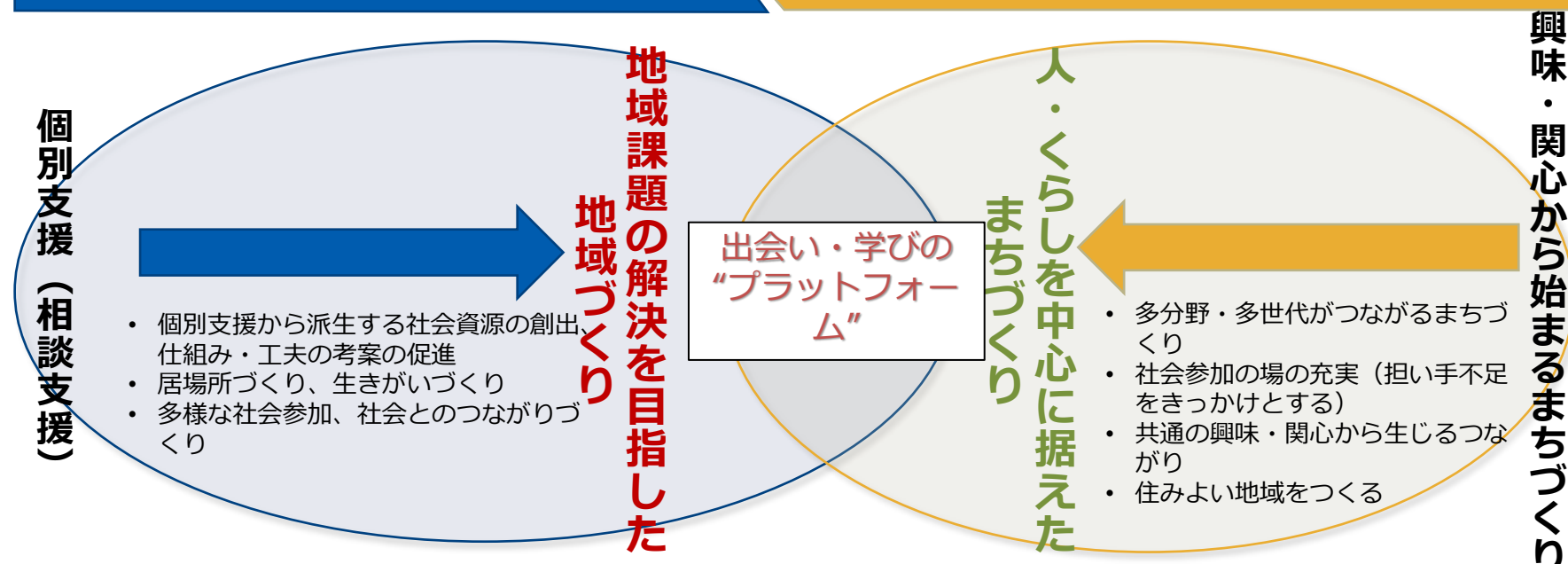


多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム

- 地域の実践をみると、「自らの地域で活躍したい」や「地域を元気にしたい」といった自己実現や地域活性化に向けた願いのもと始まったまちづくり活動が、地域の様々な主体との交わりを深め、学ぶ中で、福祉（他者の幸せ）へのまなざしを得ていくダイナミズムがみえてきた。
- そして福祉分野の個別支援をきっかけとする地域づくりの実践に関しては、個人を地域につなげるための地域づくりから、地域における課題へ一般化し、地域住民を中心とした地域づくりに開いていくことで持続性を得ていく過程が見られている。
- 一見質の異なる活動同士も、活動が変化する中で“個人”や“暮らし”が関心の中心となったときに、活動同士が出会い、お互いから学び、多様な化学反応を起こす。そこから生まれた新たな活動が地域の新たな個性となり、地方創生につながることもある。
- このような化学反応はさまざまな実践においてみられており、今後の政策の視点として、地域において多様な主体が出会い学びあう「プラットフォーム」をいかに作り出すか、という検討を行っていくことが求められている。

福祉サイドからのアプローチ

まちづくり・地域創生サイドからのアプローチ



地域づくりの第1歩は地域を知ることから（見方を変えれば交流、社会参加、課題発見、相談、継続的支援）

酒屋は手段。ゴールはいかに地域が“つながっていくか” ～東京都墨田区～



- 2022年11月に角打ちをオープン。
- ここは色んな人が来て、お酒を飲みながら交流する・友達の輪が広がる場です。
- もちろん、障がい者も当たり前に飲みにきています。
- 来られた方が「落ち着くなあ、来週も行きたいな」って思える場所がある。だから来週も頑張ろう！と自分をエンパワメントする場になっています。
- そんな暖かい場を作り出しているのが民生委員の店主と保護司の奥さん。
- 来られた方と話す中で「つぶやき（困りごと）」を見つけています。
- 「困ったらきてください」、じゃなくて常につながっている。相談しやすいし、“初めまして” がいらなくなります。
- そんな人の心に、まちに明かりをともし酒屋。それがイワタヤスタンドです。



地域づくりの第1歩は地域を知ることから（見方を変えれば交流、社会参加、課題発見、相談、継続的支援）

子どもの声をみんなで実現！ みんなの公園づくり ～大分県国東市国見町～



● 町には公園がありません

- ・ 国見町は自然豊か。寺社仏閣も至る所にあり歴史を感じることができます。また温暖な気候で採れる作物も豊富なまちです。
- ・ そしてなにより人が暖かく、都会的なものは「何もない」と言われる地域ですが、「豊かな暮らし」のために必要なものなんでも揃っているまちです。
- ・ 豊かな自然自体が公園のようなものですが、遊具のある国東市内の公園までは車で約40分！！

● 公園がないなら自分たちでつくろう

- ・ 地元の子どもたちを中心としたグループが動き出しました。
- ・ グループの中心メンバーは中学生ですが、「公園が自分もほしかったけどなかった。なら後輩たちのために作ろう、おじいちゃん、おばあちゃんたちも立ち寄って交流が生まれる公園にしよう！」と計画しました。
- ・ お金はクラウドファンディングで募り、毎週日曜日に集まって公園づくり！
- ・ 穴を掘って丸太を立てて平均台を作ったり、高齢者の方にも来てもらえるように足つぼロードを作ったり・・・子どもたちにとってはものすごい学びの場になりました！
- ・ そんな子どもたちに共感し、一緒に活動する大人もいました。

● みんなでワイワイ！ ついに完成！！

- ・ そうしてできた「もやし公園」
- ・ みんなで作ったからこそ、みんなの想いが詰まっています。
- ・ だからこそ、みんなの憩いの場になっています。
- ・ そんな公園はまだまだ進化中！ もっともっとみんなで盛り上げていきます。

包括的な支援体制に関する「よくある誤解」

①「包括的な支援体制」＝「包括的相談支援事業」ではない

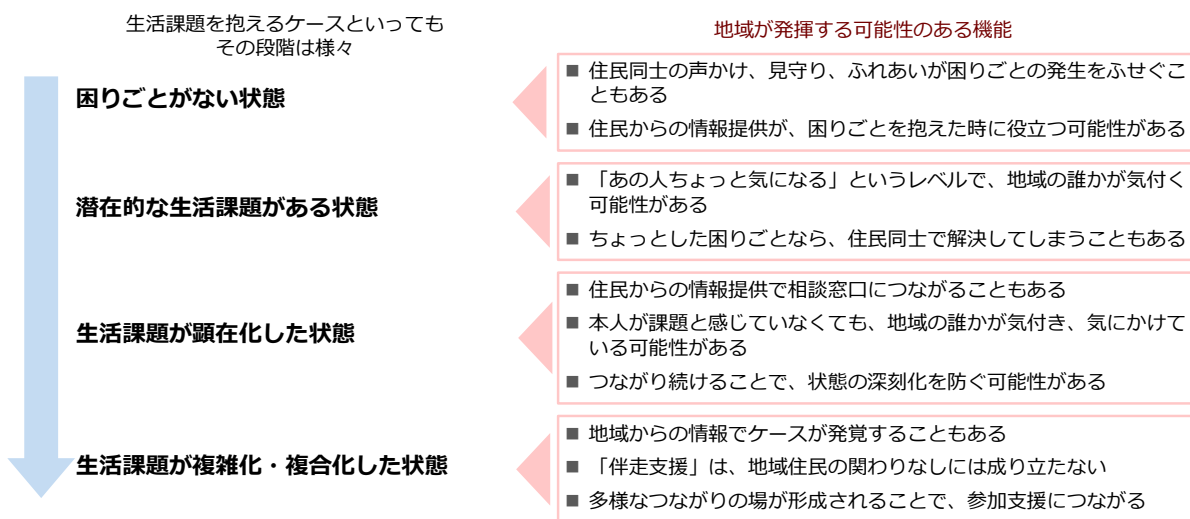
- ✓ 「包括的な支援体制」はより上位にある大きな概念であり、「包括的相談支援事業」はそれに向けた取組・手段の一つである。

②「これまで全くなかった機能を新規に整備するもの」ではない

- ✓ 支援現場においては、ソーシャルワーカーがこれまでも、生活課題を抱える人が地域で暮らしていけるよう、直接的また間接的に様々な支援や取組を行ってきました。包括的な支援体制や重層事業は、ソーシャルワーク機能をより発揮しやすくするための体制整備の取組です。

③「複雑化・複合化した“後”のケース対応を主眼に置いている」のではない

- ✓ 確かに取組の初期の段階では、制度の狭間や複雑・複合ケースに対応するのが主となり、また支援関係機関からも難しいケースに共に取り組んでほしいという期待が大きいかもしれません。しかし、本来考えるべきは、複雑化・複合化する前段階での、早期発見、早期対応、あるいは予防です。



④「“受け皿”を確保するために、地域づくりを進める」のではない

- ✓ 人は元々「地域」に身をおいて生活しており、地域で暮らしていくためにインフォーマル資源を“活用”するのは「支援者」ではなく「本人」である。

どうする！？ 我が町

- 地域共生社会を我が町として理解する。
- 実現に向け庁内で分野を超えて考える
- 我がまちの強みはなにか？
- 幸せを応援するために何をしなければならないか？
- 人材育成？住民活動の活性化？基金？交通？民生委員？・・・考えることは多岐にわたる
- 共通の価値を基盤とし、全てが重層的に動くことで市民の幸せ、市民幸福度の高いまちが実現できる。
- そのための包括的な支援体制を戦略的に考える
- このことが2040年に向けて自助・互助・共助・公助のバランスの変容をもたらす
- 全ての住民が安心していきいきと暮らすまちへ そのまちそのものがなくならないように
- 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。※地方自治法第1条の2（抜粋）

令和 2 年改正社会福祉法の概要（抜粋）

（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号））

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会：子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会（ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定））

改正の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進【介護保険法、老人福祉法】

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和 3 年 4 月 1 日(ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日)

重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)について

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では**狭間のニーズへの対応**などに課題がある。
(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- このため、市町村において**属性を問わない包括的な支援体制**を構築できるよう、令和3年度から**重層的支援体制整備事業**を実施。

事業概要

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施**。
- 希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須。
- 市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**。
- 実施自治体数…令和3年度 42市町村、令和4年度 134市町村、令和5年度 189市町村、令和6年度 346市町村(予定)

重層的支援体制整備事業の全体像



重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
			【困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ

(社会福祉法第106条の3)

(社会福祉法第106条の4)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進

(第4条第2項)

地域生活課題の把握、連携
による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

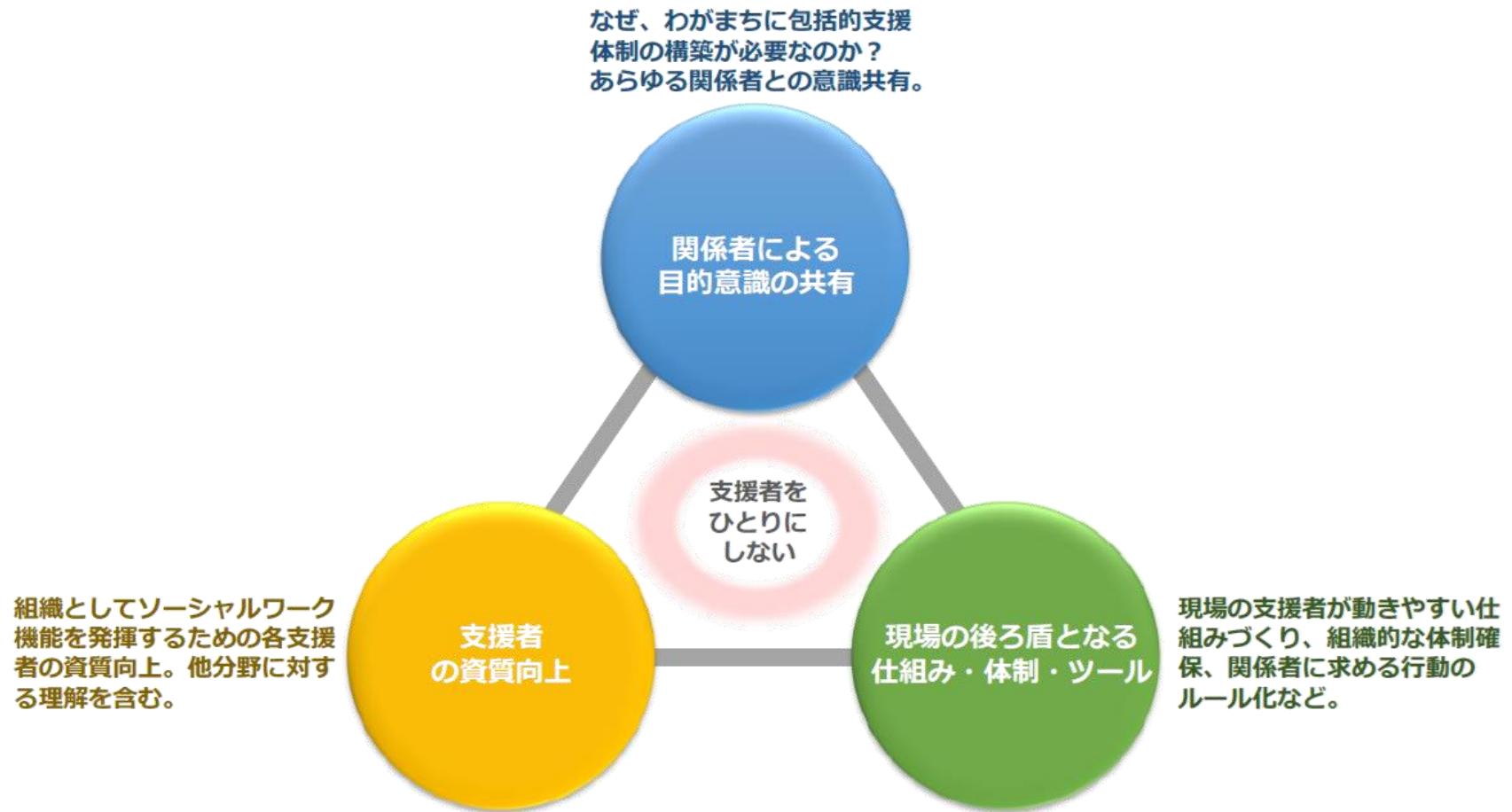
重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

大切なのは現場の「あとちょっと」の声から

重層的支援体制整備事業は、さまざまな分野や主体が連携しやすくなるために共有して使ってもらえるツールです。

＜包括的支援を機能させるための3つの要素＞



重層的支援体制整備事業の実施における留意事項

令和5年8月8日付「重層的支援体制整備事業の実施について」別添1より

重層事業に係る心構え

- ・重層事業においては、市町村内の各種施策に係る支援関係機関等が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要である。このためには、地域住民や支援関係機関等との間で意見交換や対話を繰り返し、目的意識を共有するといったプロセスが必要不可欠。
- 会議体を開催してはみたものの、その場限りの関係性にとどまってしまい、連携・協働の体制として発展していかない。
- 重層事業を構成するすべての取組の実施に至ったものの、各分野別個の支援に留まっており、地域における支援ニーズを踏まえた新たな発想が生まれない。
- ・重層事業とは、既存の業務の総量を減らすための仕組みではなく、支援関係単独では対応が難しいケースに対し、各機関等が本来の機能を発揮し、また、住民主体の地域活動や地域における社会資源とも関わりながら、「チーム」として支援していく仕組みである。
- ・各市町村における重層事業の担当部署及び担当者は、既存の支援の関係機関等を支援する、いわゆる「支援者支援」の機能を担うべきであって、個別の対象者への支援や、地域活動を一手に担ってしまうことは、決して望ましくない。特に、いわゆる「支援困難ケース」の担当部署となり、担当者が孤立し疲弊するような状況になってしまうと、重層事業本来の意義が失われる結果となりかねないことに留意が必要である。

重層的支援体制整備事業の実施における留意事項

令和5年8月8日付「重層的支援体制整備事業の実施について」別添1より

重層事業に向けて必要なプロセス

(1) なぜ「わがまち」に重層事業が必要なのかの理解

(2) 「重層的な」取組を行うことの合意

(3) 事業のデザイン

・先進事例を単純に取り入れるのではなく、庁内の体制を分析した上で、個別支援において連携・協働していくためにどのような組織づくりが必要なのか。

・「わがまち」の強みや、今後活かせるような社会資源等を把握した上で、それらを組み合わせるとどのような取組が可能か。



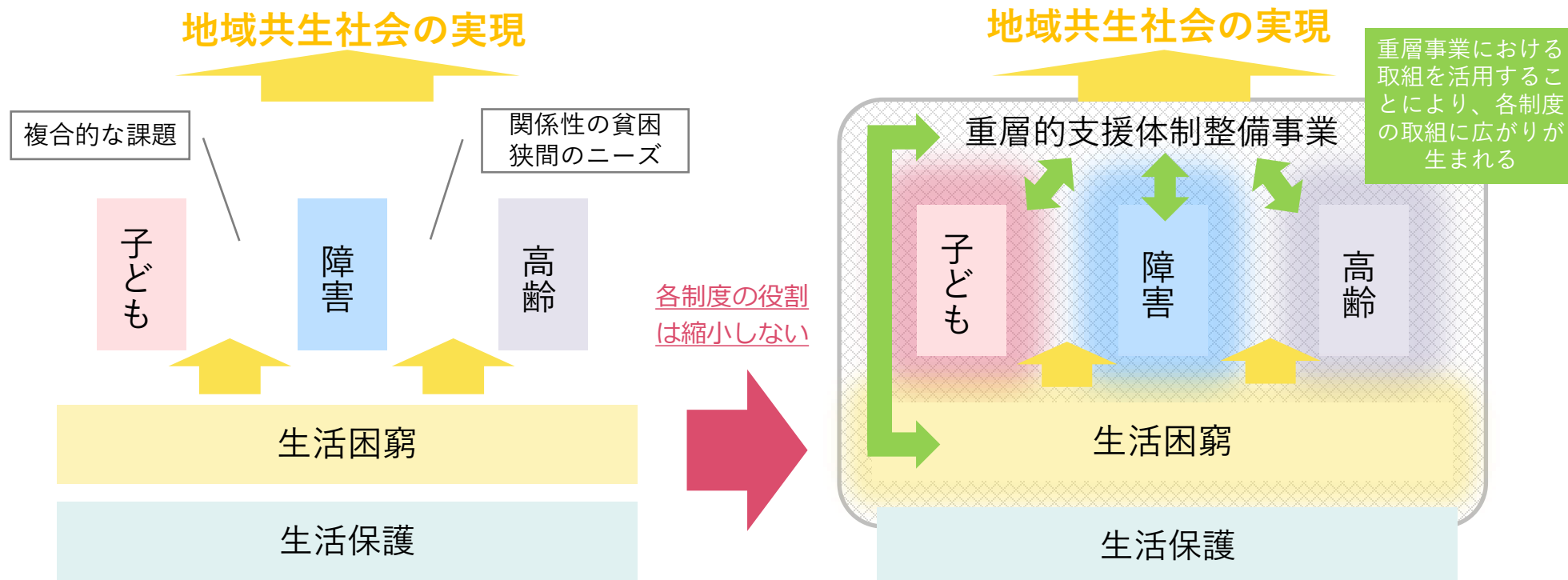
うちの相談窓口の課題はどういうものがあるのかな？

福祉部門の連携はある程度できているようだけど、地域とのネットワークがないから、支援が行き詰まるというような意見があるようだ。

地域となると、たとえばNPO関連のとりまとめをしているような部署や団体さんに声をかけて意見交換をしてもいいね。

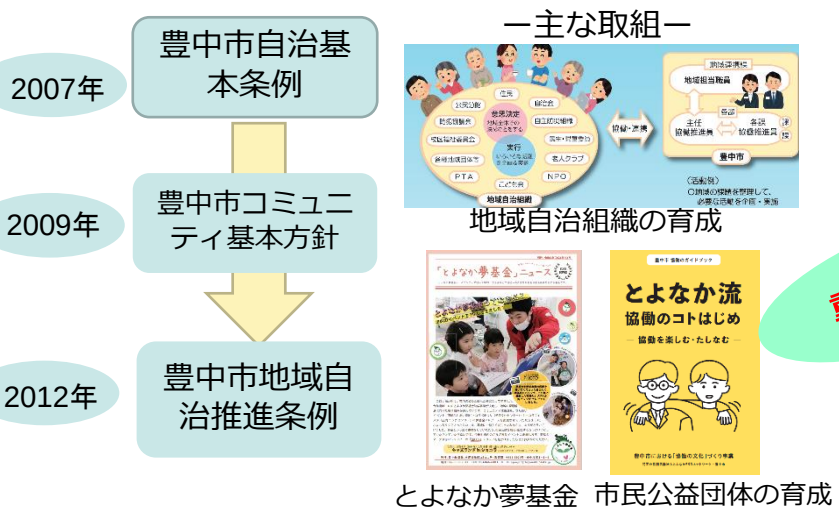
重層的支援体制整備事業の意義

- 市町村全体の支援関係機関で「包括的な支援体制」を構築できるようにする。
※新しい「窓口」をつくるものではない
 - すべての住民を対象に
 - 既存の支援関係機関を活かしてつくる
 - 継続的な伴走支援に必要な「協働の中核」「アウトリーチ等の継続的支援」「参加支援」の機能を強化
- 支援体制に必要な費用について、各分野統一して「重層的支援体制整備事業」を実施するための費用として財政支援を行う。
 - 各分野で定められた相談支援機関の機能を超えた支援が可能となる。
- これまでも各分野ごとに包括的かつ継続的な支援を指向してきたところであるが、今一度地域共生の理念を共有し、支援関係機関の連携し市町村全体の包括的な支援体制の構築に取り組むことで、多様な分野と連携したソーシャル・ワーク・仕組みづくりを一層充実させることができる。



未来も見据え、地域福祉計画に基づく包括的な支援体制づくり ～豊中市～

- 豊中市では2007年には自治基本条例を策定し、**新たな都市型コミュニティの再生**を目指し、住民同士が対話する中で自治を育みながら、ボトムアップによる人と人のつながりづくり、地域活動の活性化に向けた取組を進めてきました。
- また、2017年には豊中市地域包括ケアシステム基本方針を定め、「**従来型発想から未来へと一歩踏み出した一人ひとりの生活・地域・まち・社会の創造をめざす**」という方針の下、包括的な支援体制の整備を進めてきました。
- 今回、第5期地域福祉計画策定を機に、市として**コミュニティ政策と福祉政策を一体的に進める**ことを明確化し、地域生活課題を抱える方の早期発見、早期支援を軸とした重層的な体制整備を**戦略的に**進めています。



- 2004年 コミュニティソーシャルワーカー (CSW) の配置
- 2017年 豊中市地域包括ケアシステム基本方針
- ①制度の狭間から地域づくりへ
②住民と協働するワーカー
③ライフセーフティネットの仕組み
④プロジェクト会議 (出口づくり)
- ①相談支援の包括化
②参加の場の機会の確保
③参加からまちづくりへ

2021年
重層的支援体制
整備事業実施

第5期地域福祉計画 (2024年～)

地域共生社会の実現

市町村全体がチームになり、3つの支援を一体的に実現する



(※) 自律・・・個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること

1 市民の幸せがど真ん中！

多機関協働の中心機関を設置



・市が中心となって庁内外問わず、協働して課題解決、自律的な生活を支える支援等

2 「待つ」から「把握」！

予防的福祉の強化



・休日・祝日も含めた安否確認
・支援会議をフル活用し積極的な情報共有や連携

3 体験が学びに！

共に生きる力を育む



・小中学校で体験を軸とした教育
・地域資源を活かしたコモンズの創出2等

みんなで目線合わせ！ ～船橋市～



地域づくりへフィールドワークを開催

厚生労働省の方をお招きして市内を歩いて学びを深めました

令和5年11月16日、厚生労働省地域福祉課地域共生社会推進室の犬丸智朗支援推進官と鈴木菜々子係長を迎え、「第1回ふなばしウォーク！」と題したフィールドワークを行いました。

ご近所付き合いや、親戚同士のつながりが薄くなった昨今、「地域づくり」が声高に叫ばれています。さーくるでも地域づくりは議論に上がります。しかし、地域づくりの前に、「私たちはこの船橋を知っているのか？」「地域ごとの風土、人、社会資源を知っているのか？」そんな自問がありました。

ちょうどその折、厚生労働省の犬丸氏との参加支援・地域づくりについての勉強会がありました。なんと犬丸氏はフィールドワークの達人。街を歩く時のコツ、人と人をつなげるコツ、いろんなヒントをもらい、「私たちも船橋を歩いてみたい」という機運が高まったのです。

当日の参加者は、船橋市の福祉政策課、地域福祉課から数名ずつ、船橋市社会福祉協議会から1名、さーくるの職員。スーパーバイザーとして厚生労働省の犬丸氏、鈴木氏にもご参加いただきました。



グループ発表の様子。各グループ面白いものをたくさん見つけました。

船橋駅前周辺、船橋大神宮周辺、港方面、の3つのエリアにグループを分けて40分ほど歩いたのち、市役所に戻り、グループワークを行いました。グループワークでは、白地図に自分たちが見つけたものを書き込み、気づいたことや学んだことを発表しました。あえて街歩きのコツは設けなかったこともあり、お店の人に積極的に話しかけてコミュニケーションを図ったグループ、船橋の歴史や文化を感じ取ったグループ、新しい社会資源の情報をたくさん見つけてきたグループなど、様々な発見や学びがあったようです。

共通していたのが「当然のように知っていたはずの船橋駅周辺ですら、知らないことが多かった」というものでした。参加支援や地域づくりについて議論を交わすことも重要ですが、「まずは歩いて、自分の目で船橋を見る」ことの大切さを実感しました。

フィールドワークをしたら即、地域づくりにつながるわけではありませんが、地域のことを知らなければ、地域づくりのスタートラインにも立てない、それを肌で学べた気がします。

後日談ですが、ある相談員が市内の会議に出席しましたが、ふなばしウォークの余韻が残る中、アンテナが冴えわたりあちをキョロキョロ、会議に遅刻しそうになったとか、ならなかったとか。

日々時間に追われながら業務にあたっている中、フィールドワークだけに時間を割くのは正直難しいのですが、今回のふなばしウォークがきっかけとなり、街を見る目、風土や文化を感じ取るアンテナが一人ひとりの相談員に芽生えるといいなと感じた体験でした。



船橋駅周辺の白地図。これが3つに分かれます！



商店街でも地域に根差した様々な取り組みが！

- 市、市社協、多機関協働事業等受託事業者が合同で**フィールドワークを実施**
- その名も「ふなばしウォーク！」
- **地域を知る！**を目的に、3班に分かれ、普段気になっていたお店や住民などに話をしにいきました。
- 雑談の中で、魚屋が住民の集う場であり、課題解決をする場であったことの発見。
- また、まちの歴史を教えていただく中でキーマンを見つけたり、元民宿を見つけ、活用できる資源を発見したりと**地域を歩くと様々な発見**がありました。
- また歩きながら**班員が話す**ことで、よりお互いの持つ視点を共有でき、関わりしろを見る目を育てることにつながっていきました。
- 市役所に帰ってきたら、それぞれの班が成果を発表！そしてワークショップ！
- 関わりしろを見る目を育てるばかりではなく、チームとしての一体性を育むことにつながっていきました。

重層的支援体制整備事業を自分たちで捉え直す（東京都狛江市）

重層事業に取り組むにあたり実施したこと

国の「重層的支援体制整備事業に関わることになった人に向けたガイドブック」や「重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアル」を参考に実施計画案を策定したが、市の幹部からは**何が重層的なのか分からない**という指摘が…

⇒ そこで改めて「重層的」とは何かを話し合い、独自の概念を考えた。

重層的支援体制整備事業は、

①支援

②つなぎ

③出会い

の3つの重層化を図ることにより、支援体制の整備を図る事業

- 国から示された資料等をそのまま鵜呑みにするのではなく、自分たちなりに解釈してわがまちのこととして体制整備に落とし込む。
- 独自に考えて、自らの言葉で表現した概念、方針に基づき体制整備を検討することで、より具体的にわがまちが必要とする包括的支援体制像がイメージしやすくなるとともに、他分野職員の理解もスムーズになった。

機能面で包括的な支援体制を考える

総合調整会議

現場状況の把握と全体調整・支援

4部の相談支援業務を担当する部署が「一組織」として構成
4部一体となって総合的な相談支援業務を実施

- 【構成】 4部の部長職、相談支援業務を所掌する課長職、担当会議の委員（係長職）
【開催】 必要に応じて
【所掌】 相談支援業務の総合調整、体制整備、情報共有及び連携強化

状況把握
支援

報告

報告

担当会議

日常業務における連携体制

- 【構成】 4部の相談支援業務を担当する係長職
【開催】 定例的に開催
【所掌】 情報共有・連絡調整、課題の共有
個別事例の支援及び進行管理
地域の相談支援に関する体制の整備

緊急会議

即時的、迅速な調整

- 【構成】 4部の部長職
および調整に必要な職員
【開催】 対応困難な事例発生時
【招集】 健康部長

【ポイント】

- ① 係長職から現場の状況を吸い上げて調整する
ボトムアップの組織構成
- ② 事務局である地域共生推進課を中心とした
4部の連携協力体制を推進
- ③ 4部の連携協力体制による
総合的な相談支援体制の整備

【設置背景】

従来より市民から総合的な相談窓口の体制整備が求められている。複合的な課題や世帯単位への対応が増加している。

【位置づけ】

地域福祉計画（現行）の重点テーマ『福祉の総合的な相談窓口の体制整備』

→ **ハード面ではなく機能面で整備。いわば包括的相談支援。**

【設置目的】

健康部・福祉部・子ども家庭部・教育部の福祉に関する相談支援業務の総合的な調整
福祉に関する相談窓口の総合的な運営

複雑化・複合化した地域生活課題について検討

8050問題 ひきこもり ケアラー（ヤングケアラー、ダブルケア） ごみ屋敷 など

「**制度の狭間**」の課題に対して、**現在の支援体制では不十分**

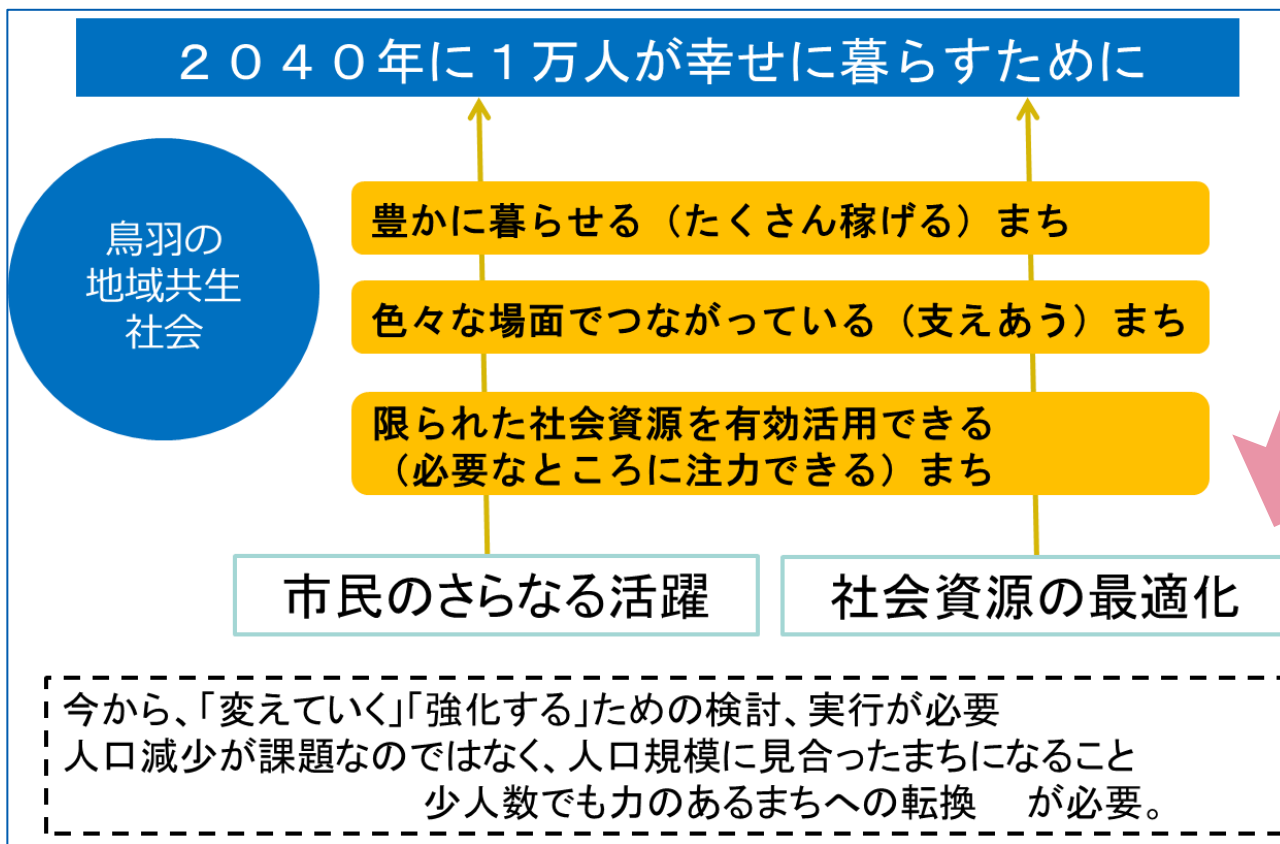
重層的支援体制整備事業実施へ向けて検討

【出所】：令和5年度重層的支援体制構築推進人材養成研修 基礎編ライブ研修2回目 国分寺市資料より

小さなチャレンジを応援できる組織に

事例：三重県鳥羽市 ～特別予算地域共生枠～

鳥羽市の地域共生社会のビジョン



地域共生枠予算創設



- R1、R2は職員研修に力を入れた。
- R4は地域共生枠 特別枠の予算を創設。各課が提案し予算をとりに行く。

プロジェクトを進める体制を整える（役職ではなく役割）

■高島市の事業実施体制

社会福祉課の組織（課員14人。**課長**以下、3チームで構成）

1. 福祉企画チーム 4人（法人監査、民協、援護、災害時個別避難計画、重点支援給付金など）
2. 生活福祉チーム 7人（生活保護、行旅死亡人）

3. 暮らし連携支援室 3人（地域福祉計画、地域共生、生活困窮、権利擁護、行旅人など）



室長(主監)チームリーダー

- ・全体統括、地域福祉計画、生活困窮(子ども、地域づくり)



包括化推進員(主任)社会福祉士

- ・地域共生(参加/継続的支援、権利擁護)、生活困窮(全般)、行旅人



相談支援員(会計年度任用)専門職

- ・個別相談、支援会議、地域別暮らし連携会議、見守りネットワーク

気持ちよく運営するためのルールづくり

自治体事例：福井県坂井市

さかまる会議 心得

- 第一条 情報不足と感じても、会議に挙げるべし。
- 第二条 会議開催の連絡があったら、「必ず参加します」言うべし。
- 第三条 会議のはじめに目的を共有するべし。
- 第四条 支援者のしんどさを共有するべし。
- 第五条 メンバーから聞かれて、わからないことは、「わからない」と伝え、メンバーは責めるべからず。(必要な情報収集は、その会議で内容と役割分担を決める)
- 第六条 質問は、質問の前に意図を伝えるべし。
- 第七条 他の機関の意見を否定するべからず。
- 第八条 自分の担当の役割、会議メンバーの担当の役割にこだわらず、積極的に発言するべし。
- 第九条 守秘義務を徹底するべし。
- 第十条 生活者・QOLの重視、エンパワメント(利用者自身による問題解決)、支援対象者の主体性を尊重するべし。
- 第十一条 制度に捉われない支援の方法を考えるべし。

包括的な相談体制づくりとあわせて関係者でつくったもの

【出典】令和3年度重層的支援体制構築推進人材養成研修 後期・分野別研修 福井県坂井市登壇資料をもとに厚生労働省作成

<https://www.mhlw.go.jp/content/000945230.pdf>

※研修全体資料 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chiikikyosei/03kenshyu.html

あるまちのプロセスを詳細に見ると

- ◆ 想いのある職員はいっぱいいた（自分だけじゃない）。
- ◆ それぞれの職員の周りには色々話を聞いてくれ、背中を押してくれる・一緒に動いてくれる上司・同僚がいた
- ◆ もっともっとそれぞれが培ってきたキャリアを解放でき、より広く・深く重なることができれば、制度や事業を越境し、人も町ももっと元気になるのではないか

- ✓ 職員に「こうしたらできた」「もっとあんなんできる」「ここ失敗やった」等ストーリーを聞き取り
- ✓ ヒアリングする中で、実現するには何がネックなのかを深掘り
- ✓ 例 色々やりたいけど上司の理解がない・会議は押し付け合いになっている・目の前が大変・相談したいなどなど

庁内プロジェクトチームなどで話し合い
(ポイントは事業ではなく機能で考える)

毎年話し合
いながらブ
ラッシュ
アップ(常
にベター)

- ①重層会議での決定事項は市長でも覆せないことをオーソライズ
管理職の理解 越境の合法化 心理的安全の確保
- ②会議の間では看板を背負うべからず
何でも言って良い チャレンジしよう 失敗して良い
- ③現場の相談員の相談を受ける機能を生活困窮者自立支援制度所管)を課に昇格
・プロジェクトを進める体制をつくる
・現場の相談員の相談機能を付与(多機関協働事業者から支援機関等に出向く)
・消費生活相談機能を付与。早期発見機能を強化
※困窮制度開始時から「市民相談」も受ける機能を付与しているため「断らない相談」は既に実施
- ④受託事業者とのおしゃべり会
・腹を割って話しながら事業を進める。会の呼びかけはいつでも・気軽に。社協とは最低週に1回
+ 市民協働部門で中間支援組織の検討開始・新庁舎は対話を重視した建物に・社協

- ・ 参加支援事業者と商工部門が支援会議。
- ・ 事例を出しながら、商工部門に福祉部門が対応しているひきこもりの方、手帳は持っていないが課題のある方などを説明。理解を深める。そこから、合同で市内企業の訪問を企画・実施
- ・ 目的は、関係づくり＋課題を抱える方の就労についての状況把握
- ・ 分かったのは企業として「価値ある人」として受け入れたい
- ・ 企業としても可能な限りサポートする・・・でも分からないこと、できないこともある。そこを行政にサポートしてほしい。

- ・ 多機関協働担当の職員が市内中学校の先生方と意見交換をする中、不登校の生徒について悩みを聞く。
- ・ 学校協力の下、母親と面談。父親に課題があるのでは！？
- ・ 母親協力の下、父親と面談
- ・ そこで見えた父親の悩み 「働きたいけど働けない」
- ・ 自営業だった父。努力してきた。しかし、病気により仕事の継続断念。
- ・ 家にいる不満が子どもに
- ・ 母親は家計を支えるためトリプルワーク

重層的支援会議

子ども・・・引き続き先生が自宅訪問

母親・・・こども家庭相談課が心理面をはじめとしたサポート

父親・・・参加支援事業者が実施していた「ひきこもりの方の調理実習」に参加。

その間、企業と交渉。企業面接があり、採用。定着支援を実施。

- ✓ 父親が働き始めると、子どもが学校に行き出すように。
- ✓ 収入も安定。母親の負担軽減に。
- ✓ 父親は見習い期間を経て正規雇用。
- ✓ 企業は貴重な人材を採用できました。
- ✓ 各関係者が自分で語れるナラティブを持ちました。
- ✓ 色々あるけど、みんな笑顔になりました。

- ・ 子ども家庭相談課より多機関協働担当に相談
- ・ 親が子どもに食事を与えない。
- ・ 親は大会社の管理職。外車が数台止まる。
- ・ 家で寝ることや入浴など食事以外は提供（外見上分からない）
- ・ 学校の先生の善意やフードバンクの支援で食いつないできた。
- ・ 夏休みに入る。食事が取れる場と安心した居場所が必要

- ・ 多機関協働担当が障害者、高齢者等各法人を別件で（兼務している仕事の関係等で）訪問。
- ・ それぞれの法人と信頼関係を築くとともに「できること」を把握

重層的支援会議

- ・ 各法人・・・日替わりで食事＆居場所の提供
- ・ 市社協・・・事業を緊急で立ち上げ。協力飲食店を確保。市社協発行の食券で食事が摂れるように。
市内移動用の自転車の調達
- ・ フードバンク・・・自宅でこっそり食べられる食材の提供
- ・ 子ども家庭相談課・・・子どもの親と接触。児童相談所と措置も含め対応を検討。
- ・ 学校・・・措置になった際の出席日数の確保について教育委員会と調整（卒業のため）
- ・ 多機関協働担当・・・総合調整

- ✓ 子どもたちは様々な場を行き来しながら一夏を越しました。
- ✓ 各法人で利用者等と話したり、活動する機会もあり、子どもたちの成長の一助になりました。
- ✓ 市社協はつながりの薄かった商工事業者に出向くことで、新たなつながりをつくりました。
- ✓ 子ども家庭相談課が親子の関係の課題を把握し、対応を児相と協議中。
- ✓ 学校は教育委員会と交渉のすえ、措置をしても出席日数に算入することを確認しました。
- ✓ 民間事業者も含めナラティブを共有しました。
- ✓ 行政は本件含め、改めて児童虐待の早期発見に向け、改善策の検討を開始しました。

- ・ 高齢分野の担当者が県庁が実施する事業への参画を求められ、その際、一般社団法人代表のAさんの紹介を受ける。
- ・ Aさんは高校の教師をしながら学生時代に立ち上げた一般社団法人も経営。
- ・ 同社は市の地方創生事業を受託。
- ・ Aさんは不登校問題に関心がある。

- ・ 多機関協働担当の職員が市内中学校の先生方と意見交換をする中、学校に馴染んでいるようで馴染んでいない生徒が一定数おり、急に不登校につながることもあることを聞く。
- ・ 子どもたちが自分を出せる場をつくることを職員は企画。

- ・ カフェを経営する参加支援事業者のBさん。
- ・ 子育てママによるパン販売やプレ保育教室、不登校の子どもたちの駄菓子屋など様々な活動が生まれる

支援会議



- ・ 「1日デイキャンプ教室」をやってみよう！
 - ・ Aさん・・・「健康」をテーマに県から事業を受託しており、共同事業として一日ディキャンプ教室をすることに。キャンプ用品はAさんの人脈で有名用品店が貸し出し。
- 一緒に活動してくれる大学生への声掛け
- ・ Bさん・・・当日のピザづくりの先生＆材料調達
 - ・ 学校教育課・・・学校との調整。教育長クリア。
 - ・ 学校・・・気になる子どもへさりげなく声掛け
 - ・ 多機関協働事業担当・・・キャンプ場の借用。チラシ作成。申込窓口等



- ✓ 当日、子どもたちは大喜び。何より保護者の方がその姿を見て涙ぐんでいました。
- ✓ 保護者の方同士がつながりました。
- ✓ 民間事業者も含めナラティブを共有しました。
- ✓ 行政は施策化の必要性を感じ、検討を開始しました。

大切なこと

■ 意味づけ

- これまで手が届かなかったことができるように体制を構築する事業（総量は増える）
- 全市民が幸せになるには！？という問い
- ポイントは安心して話す環境、実践できる環境をどうつくるのか→一緒にやる→点から面へ
- 施策にどうつなげるのか
- 職員に想いのバトンをどうつなげるのか（人材育成＝人づくり）
- 単なる調整なら既存の会議体でできるのではないか

■ プロセスの踏み方

- 現場の相談員等の声と福祉部門以外の管理職も含めたマネジメントの融合
- 支援機関の声も聞いているか（丸投げになっていないか）
- 形をつくって終わりじゃない。常にブラッシュアップ（ベストはない常にベター）
- そもそも先進事例はない。

■ 多機関協働事業の所管の配置

- 相談機能を持つ部署に置くと、困難ケースの投げ込み場になる（右から左。重層割）
- 福祉総務のようなところや企画、市民協働部門でも良いのではないか

「これはうちの仕事じゃありません」というのが恥ずかしくなってきたわ（文化としての定着）

つばやきから生まれた参加支援 プロセスの中で人がつながる ～阪南市～

「福祉と一緒になんかできたらな」包括職員が拾った漁師のつばやきから



プロセスの中でさまざまな『参加』のカタチ



形態	取り組みの内容
就労	就労支援事例 週4日の就労(社保有) ↑ 生活困窮就労準備支援事業として牡蠣割り作業に従事 ↑ 母と同居し長い間就労していなかった男性(持病有も未受診) 一生懸命で助かる。ぜひ賃金も出してあげたい！ 初日と比べて会話も増えたと見た目も若返ったなあ
就労準備支援	
牡蠣割り作業	
ボランティア	
海岸清掃 海洋教育手伝い	
活動・イベント	
海のイベント 釣りイベント	

参加支援

- 「福祉と一緒になんかできたらな」包括職員が拾った漁師のつばやきから漁福連携会議を定期開催
- **そこで出たのが海を活かした参加の場**
- ニーズ形態に合わせてカテゴリ化
- 孤立する中学生、困窮者、認知症高齢者の参加が実現
- **フクシと畑と海の循環を生み出しました。**

今あるものを活かした参加支援 でも切り開いたのは本人 ～京都市～

これまでの歩み



～令和2年

自宅中心の生活



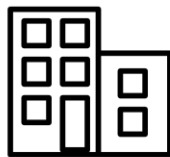
令和2年

よりそい支援員の支援開始。
なかなか本人と会えなかったがスポーツチャンバラをきっかけに支援員と初対面。



令和3年

就労体験を行い、体験先の木工所より正規職員での採用の話があったが、社長の言動から「あの人とは働きたくない」と採用を拒否。



令和4年

区社協で行われる共同展示会への出展依頼が来た。

学区のおまつり

たかひろさんの作品の前には子どもたちの行列が…



学区の居場所活動

高齢者だけでなく、子どもの参加が増えた



令和5年度も出展

共同展示会に令和5年度も出展。さらに多くの人に知ってもらい、出展依頼が続々と。



児童館や子ども食堂への貸出

児童館の館長や子ども食堂の運営者から作品を貸してほしいと依頼があった。

たかひろさんの

作品の
広がり



老人デイサービスセンターへ販売

介護予防にもなるとデイサービスから購入依頼があり、販売。

ゆくゆくは他区でも・・・



地域



- ・おまつりで出展してくれる人が見つかった。
- ・活動のマンネリ化を打破して、新たな年齢層への呼びかけ。
- ・”生きづらさを抱える人”等への理解。

たかひろさん

- ・木工製作は好き。良いものが出来るとうれしい。
- ・リクエストに応じて新たな作品が生まれた。
- ・表情が明るくなり、他者への応答の言葉数が増え、印象がだいぶ変わった。



共同
展示会

- コロナ禍が落ち着き、地域活動再開の兆し
→区社協で共同展示会が開催！？
- 一方、ひきこもりだった「たかひろさん」。働きたいという意欲はないが、お金を稼ぎたいという思いはある。木工のおもちゃや道具を制作するのが好きで、木工で生計を立てていきたい。
- **区社協職員が共同展示会とたかひろさんのスキルをクロス**
- 展示会をきっかけに、**たかひろさんの良さを多くの人に知ってもらうことで、つながりがつながりを呼び、本人の活躍の場が広がりました。**
- **よりそい支援員が行ったのは、本人の良さを見つけたこと。そこに区社協職員が加わり一緒に本人が望む暮らしの実現をサポートしたこと。しかし、社会参加の場を作り出したのは本人自身です。**

みんなでやるからおもしろいねん！豊中あぐり！ ～大阪府豊中市～



- 市社協職員のCSW（※）が気づいたこと。一次産業のあるまちでは、高齢者の方々がすごく元気
- でも自分のまちを見ると、黙々とジム等に通う高齢者。行くも行かないも決めるのもたった一人。
- 仲間と野菜をつくるのが縁と役割をつくることに気づいたCSW
- そのような中で出会った被災地からの避難者の声。「農業がしたい」
- その方の声もきっかけに、都市農園を拠点に人と人との繋がり、ふれあい、認め合い、支え合う共同空間(コモンズ)の創造に向けCSWは動き出します。
- まずは畑！都会に残るわずかな空間をCSWの活動に共感した方が無償貸与してくれました。
- 次に人！前職は色々な高齢者が集まりました。
- **みんなで荒れ果てた空間を畑に** もちろんぶつかることも。でも話をしながら一步一步取り組んでいきました。
- 特徴は会員制！**みんな会社人間だったから。やっぱり会社みたいな組織でCSWとともに運営しています。**
- 収穫した野菜は、朝市で近所の方々に買っていただいたり、子ども食堂へ提供しています。また**農業の六次化**として、さつま芋から芋焼酎、じゃがいもや玉ねぎからコロッケを作っています。
- **認知症や障害のある人など誰でもが参加**できるように、畝幅も車椅子が通れるように広くしており、通り道には廃レンガを会員が4ヵ月かけ約5000枚のレンガを引き詰めました。
- これまで地域の担い手は女性が中心でしたが、**定年後の男性が「自分の好きなこと」で地域活動に参加。担い手になっています。**

（※）コミュニティソーシャルワーカーは、制度の狭間の問題など個別の課題に対応し、地域の課題として共有する場を設け、課題提起し、新たな支援対策を検討しています。

市民とコープがつながれば

～八尾市・大阪狭山市・堺市～

『みんなで居場所をつくるプロジェクト』

「みんなで」つくる。ゴールはない。それが、



- 空き店舗を大阪いずみ市民生協が借り、**みんな“で”**居場所をつくることをコンセプトに市民と立ち上げました。
- 「居場所というハコをどう管理しよう、どう施設を開けよう」という視点ではなく、人の動きに着目して、**どう人をつなげていったら盛り上がるのか**、ということに視点を置いています。
- 運営から内装まで**市民が手作り**で行っています。大変だけでも自然と市民が交流したり、お互いの強みを知り、活かし合うことにもつながっています。
- **だからルールはなし！**それがこの場をどんどん楽しい場にしていきます。
- もちろん！組合員だけでなく、地域の方が**誰でも参加**できます。
- そんな時に出たアイデア！
まちのコイン「やおやお」の活用！
- **日常**にある“まちのリビング”。だから日常を楽しめる場になっています。

（出典）厚生労働省note「地域共生社会を考える」買い物 assister 便利な存在。だけじゃない！暮らしを豊かにする生協の“組合員活動”とは？～地域共生社会を考えるvol.5～

まずは自分たちがエンパワメント ～愛知県～



- 愛知県内の自治体が集まり自由に話す場を自分たちでつくっています。
- **しかも課長たちを中心に！！**
- 現場の相談員たちから聞く声
「上が理解してくれないんですよ」
- でも、課長たちも「もがいて」います。
- そんな現場を動かす課長も現場の相談員も**対等な立場で腹を割って話す**場は、講演や文献では得ることのできない気づきがあります。
- それぞれのまちの学び合いは、相乗効果を生み、県内全体で地域共生社会に向けた取組が進められています。
- このようなネットワークがあると、現場も動きやすくなりますね。

目的

- ・ 重層的支援体制整備事業実施市町が自分の地域のみでなく、他地域の実情も把握することで、わが地域における重層事業の推進に向けるもの。
- ・ 関係市町における連携を深め、お互いに高めあいながら推進するためのエンジンとなる

【出所】愛知県内自治体意見交換会資料より

重層的支援体制整備事業で、私たちが大切にしたい（したい）視点

1. 事業の基本設計

① 「すべての住民」のための事業とすること

- 各制度の対象者の「足し算」ではありません。
- 「すべての住民を対象とする包括的支援体制整備」の事業です。
- その中で、各制度の対象者への支援も行うというものです。

② 実践において創意工夫が生まれやすい環境を整えること

- 交付金の一体的交付は、補助金等の柔軟な活用を可能にします。
- 「地域型」の類型の創設は、生活に近い地域での柔軟な取組をやりやすくします。

③ これまで培ってきた専門性や政策資源を活かすこと

- 「新しく窓口を作ればいい」ということではありません。
- 「とにかく事業を実施すればいい」ということではありません。

重層的支援体制整備事業で、私たちが大切にしたい（したい）視点

2. 大切なこと

- それぞれの市町村で、支援体制をつくっていくプロセスこそが最も大切だと考えています。
- つまり自分たちの「まち」にあってほしい支援体制や、各機関の役割分担と協働のあり方などについて、考え方や進め方を共有しながら話し合い、取組に移していくプロセスを丁寧に行っていただきたいのです。
- その期待を込めたからこそ、重層的支援体制整備事業は、全ての市町村が実施する必須事業ではなく、実施を希望する市町村の手上げに基づく任意事業としています。

重層的支援体制整備事業への想い（現場の声を踏まえて）

- これまで手が届きそうで届かなかったところに「とりあえず、やってみる」ことができるようになったこと
- 体感した職員や民間事業者のナラティブ（自信）になり、それが伝播し、どんどん越境するし、どんどん広がること
- まち全体が“気がつけば”チームになっていること
- 重層的支援会議を福祉のものだけにしたくない。コモンズになれば良いと考えます。
- 対話の中で、新しい住民自治、そして地域共生社会の夜明けを迎えることができるのではないのでしょうか。

多機関協働事業とは（社会福祉法第106条の4第2項第5号）

多機関協働事業の目的

○ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する

多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援する。

○ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす

重層的支援体制整備事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、市町村全体の体制として伴走支援ができるように支援する。

○ 支援関係機関の役割分担を図る

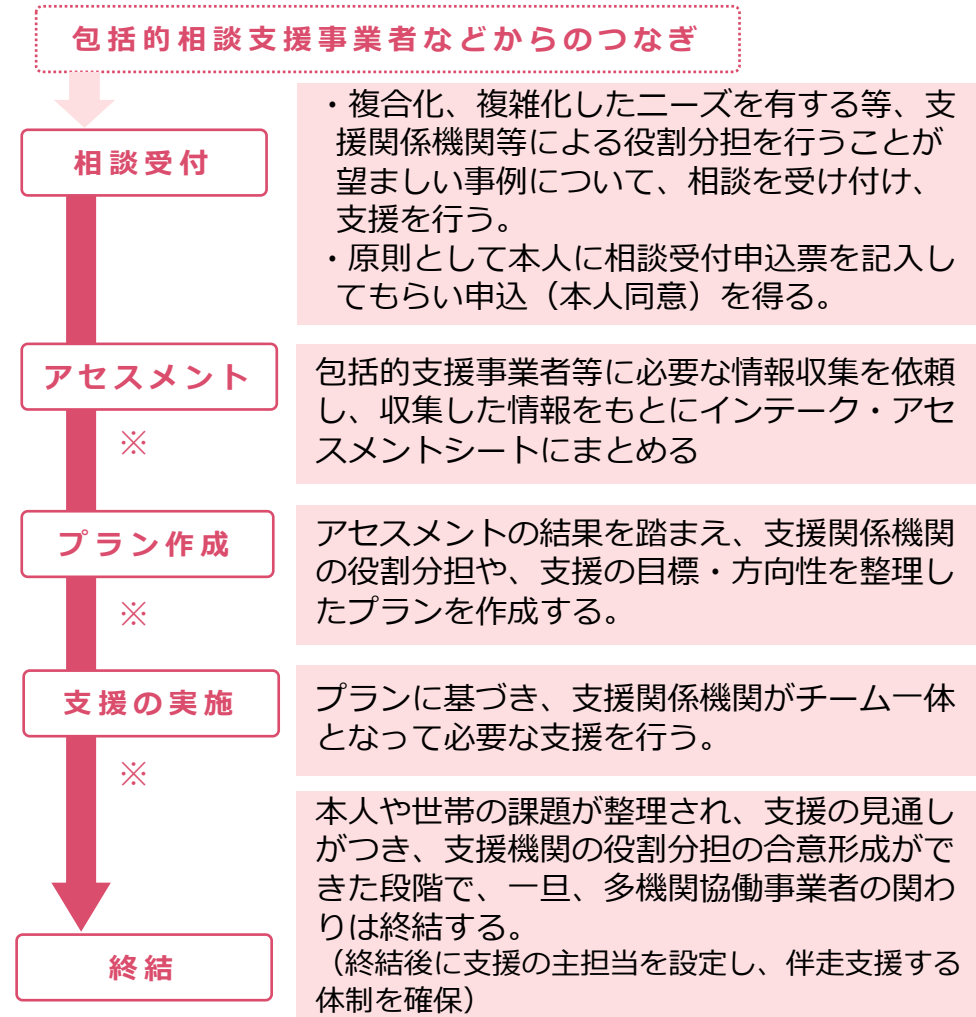
単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める。

※支援プランの作成（社会福祉法第106条の4第2項第6号）は、多機関協働事業と一体的に実施。

多機関協働事業の基本的な役割

- 多機関協働事業者は支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例等に対して支援する。
- 支援関係機関の抱える課題の把握、役割分担、支援の方向性の整理といった事例全体の調整機能を果たすなど、主に支援者を支援する役割を担う。

多機関協働事業の事業内容（概略）



※ アセスメント、プラン作成、支援の実施、終結の判断等については、重層的支援会議において関係機関と議論した上で決定する。

多機関協働の意義や目的を踏まえて運用を考える

- ・多機関協働事業や重層的支援会議を複雑化・複合化した課題を解決する担当部署とっていませんか？
- ・決めたルールや体制に相談ケースをあわせようとしていませんか？



複雑化・複合化した課題を解決できるスーパーマンや対応策は存在しないという前提の下で、**複数の支援関係機関が連携して支援にあたることの意義・メリット**から考えてみる。

【考えられる意義・メリット】

- ・所属している支援関係機関や専門性による支援の視点の違い
- ・視点の違いをもとにした幅をもった支援
- ・得意分野や相談者との関係性などそれぞれの長所を活かす
- ・単独の支援機関で抱え込まず、複数の支援関係機関が関わることでの負担軽減

個別ケース事例から、

- ① 連携した支援が必要な事案のイメージを共有する
- ② 支援機関の視点や専門性の違い、得意分野・不得意分野など、相手を知る（アセスメント）
- ③ チームとして連携した支援にあたるための工夫を考える（ルールづくりなど）
- ④ 上手くいかない点は見直す（ルールの見直し）

【連携体制の構築に向けたプロセス（例）】

- ・複雑化・複合化した相談に対応するための相談支援窓口を設けたが、これまで既存の相談支援機関で対応してきたケースも集まるようになったため、調整機能を中心とした体制に見直した。（坂井市）
- ・地域包括支援センターに調整役としてのエリアディレクターを配置したが、エリアディレクター任せになったため、各部署に担当エリアディレクターを配置した。（名張市）
- ・各相談支援事業の委託契約上に、複雑化・複合化した課題を抱える世帯への支援する業務について書き込んでもらうこととした。（玉村町）
- ・モデルケース、ケーススタディを重ねていながら、重層事業を実施する判断を行った。相談者の中から重層事業の対象とする検討する振り分け会議を設けることとした。（立川市）
- ・検討の場に個別ケースがあがってくることを優先し、幅広く個々の支援機関で対応に苦慮するケースは多機関協働につなげるようにしている。（岡崎市）
- ・モデル事業を通して、課題の整理と社会資源の開発等を行ったが、まずは庁内関係者や関係機関との調整を丁寧に時間をかけて行い、研修会、意見交換、共通ルールの作成を行った。（盛岡市）

重層的支援会議について

重層的支援会議の目的・役割

重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために開催するものであり、次の3つの役割を果たす。

プランの適切性の協議

多機関協働事業が作成したプラン（参加支援事業、アウトリーチ等継続支援事業が作成したプランも含む）について、市町村・支援関係機関が参加して、合議のもとで適切性を判断する。

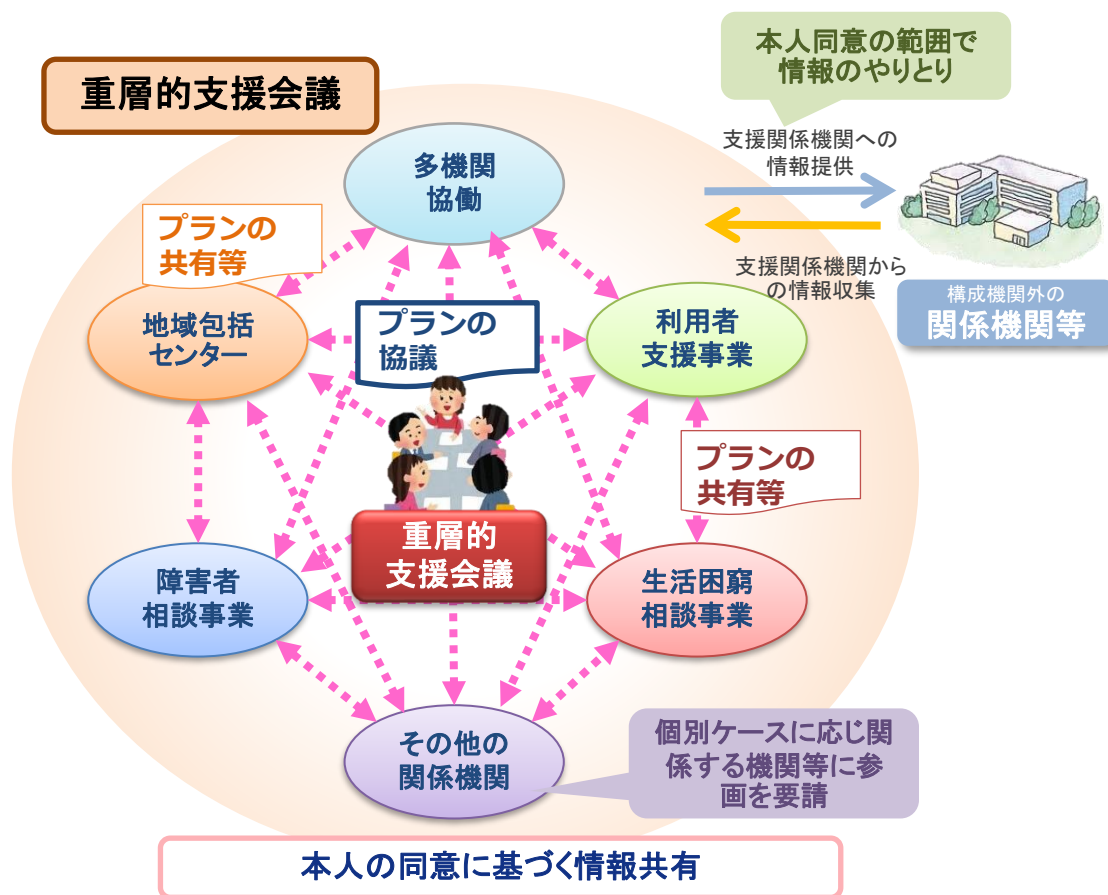
プラン終結時の評価

多機関協働事業が作成したプラン終結時（参加支援事業、アウトリーチ等継続支援事業が作成したプランも含む）において、支援の経過と成果を評価し、支援関係機関の支援を終結するかどうか検討する。

社会資源の把握と開発に向けた検討

個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置づけ、社会資源の開発に向けた取り組みを検討する。

※ 重層的支援会議の中で十分な検討が困難な場合も考えられるため、重層的支援会議においては、課題の整理や認識の共有にとどめ、社会資源の開発は別に協議の場を設けることも考えられる。



【個人情報の取扱い】

重層的支援会議においては、相談者本人に対する具体的な支援の提供方法等について協議するものであることから、協議の対象となるケースについては、個人情報について関係機関との共有を図ることについて本人同意を得ることとする。

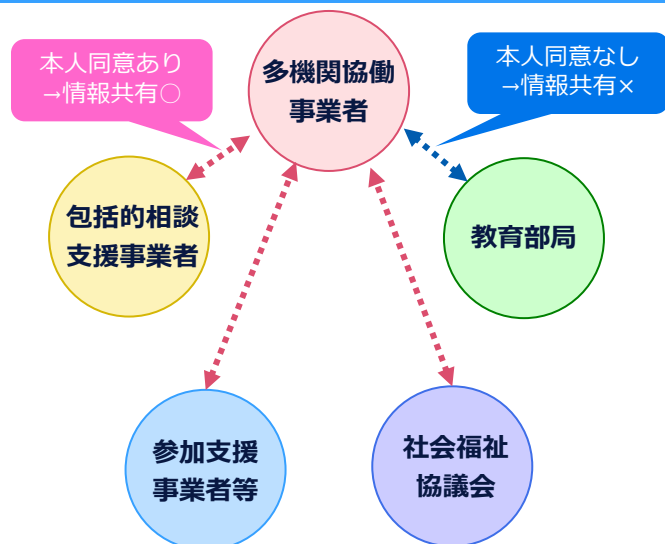
支援会議（法106条の6）の設置の背景

- これまでの複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援については、関係者間での会議体が法定されていないことから情報共有が進まず、深刻な課題の状態を見過ごしてしまったり、予防的な措置を取ることが困難であったりすることが問題視されてきた。
- このため、重層的支援体制整備事業では支援会議を法定し、会議体の構成員に対して守秘義務をかけることによって、支援関係者間の積極的な情報交換や連携ができるようにした。

現行制度における課題

- 支援における情報共有は**本人同意が原則**
 - ・ 本人の同意が得られないために支援に当たって連携すべき庁内の関係部局・関係機関との間で情報の共有や連携を図ることができない事案
 - ・ 同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、それぞれ専門の相談窓口や関係機関等で相談対応が行われているが、それが世帯全体の課題として、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者の間で把握・共有されていない事案等の中には、**世帯として状況を把握して初めて課題の程度が把握できる事案**がある。

例

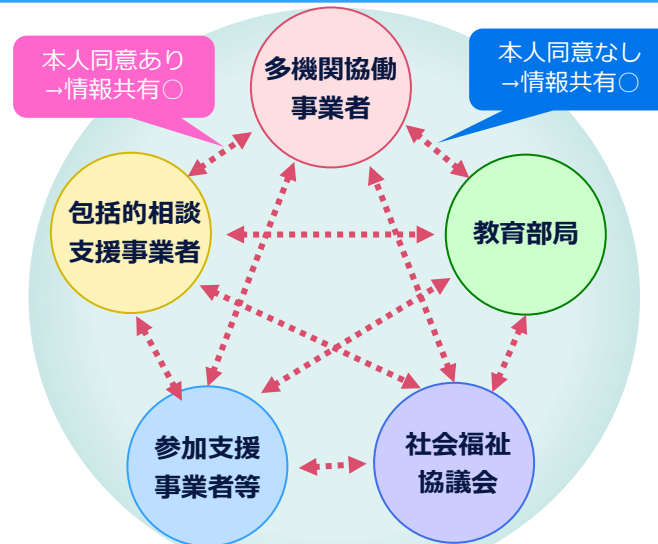


各法における守秘義務

支援会議を設置した場合

- 関係機関がそれぞれ把握している複雑化・複合化した課題が疑われるようなケースの情報共有や支援に係る地域資源のあり方等の検討を行う
- **守秘義務の設定**
 - ・ **本人同意なしで、関係機関で気になっている複雑化・複合化した課題が疑われるようなケースの情報共有が可能となる。**

例



支援会議における守秘義務

支援会議（法106条の6）の実施について

支援会議の目的

- 本人の同意が得られないために、支援関係機関等の情報共有や役割分担が進まない事案、予防的・早期の支援が必要にも関わらず体制整備が進まない事案などに対して、必要な支援体制に関する検討を行うため、**会議の構成員に守秘義務が課される支援会議を設置**する。

支援会議の内容

- 構成員同士が潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とし、**支援関係機関がそれぞれ把握していながら支援が届いていない事例の情報共有や、必要な支援体制の検討**を行う。
- 支援会議の構成員の役割は次のとおり。
 - ・ 気になる事例の情報提供・情報共有
 - ・ 見守りと支援方針の理解
 - ・ 緊急性がある事案への対応 等

支援会議の構成員

- 支援会議の構成員は次に掲げる者などが想定される。
 - ・ 自治体職員（福祉、就労、税務、住宅、教育等）
 - ・ 重層的支援体制整備事業の支援機関の支援員
 - ・ その他の支援関係機関の相談支援員
 - ・ サービス提供事業者
 - ・ 就労、教育、住宅その他の関係機関の職員
 - ・ 社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民など
- ※ 公的サービスの提供機関、介護や医療サービス提供事業者、ガス・電気等の供給事業者、新聞配達所、郵便局など、住民の変化に気づくことができると考えられる機関も構成員とすることも重要
- 情報共有を行う対象者ごとにその関係者の範囲が異なることから、案件や開催時期等によって支援会議の構成員を変えることも可能

包括的相談支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第1号）

包括的相談支援事業の目的

- 介護、障害、子育て、生活困窮分野の各相談支援事業者が、包括的に相談を受け止め、課題整理や必要な情報提供を行うとともに、他の支援機関等との連携した支援の実施等により、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備する。

● 包括的な相談の受け止め

介護、障害、子育て、生活困窮分野の各相談支援事業者が、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等をおこなう。

● 他の支援機関等との連携した支援の実施

適切な相談支援事業者や各種支援機関と連絡を図りながら支援を行う

包括的相談支援事業者の取組

○ 包括的な相談の受け止め等

- ・ 包括的相談支援事業者は、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず相談を受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行う。
- ・ 当該相談支援事業者のみでは解決が難しい場合は、他の機関と連携して対応するほか、適切な機関につなぐ。

○ 包括的相談支援事業者から多機関協働事業者へのつなぎ

➤ 多機関協働事業へのつなぎ

複合化・複雑化した支援ニーズを抱えているため、支援関係機関の役割分担を整理する必要がある事例等について多機関協働事業者に支援を依頼する。

➤ 重層的支援会議への参加

多機関協働事業者が開催する重層的支援会議には原則として参加する。

➤ 多機関協働事業との連携

多機関協働事業が支援にあたっている場合、連携して支援にあたる。

➤ 多機関協働事業からのつなぎ戻し

支援関係機関間の役割分担等が定まった場合、包括的相談支援事業者を含む適切な支援につなぐ

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業とは（社会福祉法第106条の4第2項第4号）

アウトリーチ等事業の目的

○ 支援が届いていない人に支援を届ける

複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届ける。

○ 各種会議、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見つける

各種会議、支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見つける。

○ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く

本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。

アウトリーチ等事業の基本的考え方

- ・ 長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や、支援につながることに拒否的な人に支援を届けるための事業
- ・ 本事業において支援する事例の多くは、本人とのつながりを形成すること自体が困難であることを踏まえ、本人と関わるための信頼関係の構築や、つながりの形成に向けた支援を行う。

アウトリーチ等継続的支援事業の支援内容（概略）

支援関係機関
や地域住民等
を通じた情報
収集

潜在的なニーズを早期に発見するために、支援関係機関や、地域住民等と連携し、これらのつながりの中から相談や課題を抱えた人を把握する。

事前調整

本人に同意を得る前の支援として、支援関係機関等からの情報収集や、見守り等の支援ネットワークの構築、本人と関わるためのきっかけ等を入念に検討する。

※ 必要に応じて、構成員に守秘義務がかけられた支援会議にてプラン等作成

関係性構築に
向けた支援

本人やその世帯とのつながりを形成するために、手紙を置いたり、メールやチャット等でのやりとり、支援等の情報のチラシ等で情報提供などの継続的な対応を行う。

家庭訪問や
同行支援

本人と出会えた後も、自宅から出ることが困難な者や他の支援関係機関等につながることに困難な場合に、自宅への訪問や、必要な支援機関への同行支援などの支援を行う。

終結

本人にとって適切な支援関係機関や地域の関係者等につなぎ、それらの関係性が安定した段階で支援終結

参加支援事業とは（社会福祉法第106条の4第2項第2号）

参加支援事業の目的

○ 社会とのつながりを作るための支援を行う

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援（※）では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。

○ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる

利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行う。

また、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。

○ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをする。

また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをする。

※ 広義の「参加支援」は、本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見いだすために多様な接点を確保することを目的とした支援である。

既存の事業としても、例えば、障害分野における就労継続支援B型事業や、生活困窮分野における就労準備支援事業などにおいて、参加支援に資する取組が行われている。

参加支援事業の支援内容（概略）

相談受付・ プラン作成

重層的支援会議において事業の利用が必要と判断された者について相談受付を行った後、アセスメントを行い、本人の抱える課題を踏まえて、社会とのつながりや参加を支えるためのプランを作成

資源開発・ マッチング

- ・ 本人のニーズに沿って支援メニューのマッチングを行う。
- ・ 支援メニューについては、参加支援事業者が社会資源に働きかける等、既存の社会資源の活用方法の拡充を図り、多様な支援メニューをつくる。
- ・ マッチングを行う場合に、受入先の状況もアセスメントした上でマッチングを行う。

定着支援・ フォローアップ

- ・ 本人が新たな環境で居場所を見いだせるか、受入先等に定期的に訪問するなど一定期間フォローアップを行う。
- ・ 受入先に対しても、必要に応じて、本人との関わり方などに関して、本人と受入先の環境調整を行う。

終結

社会参加に向けて地域の資源等とのつながりができ、本人とつながり先との関係性が安定したと判断した段階で終結となる。

※ 終結後も定期的な連絡を行うなど、つながりを維持に向けた働きかけを行う。

多様な「参加支援」のあり方を考える

「参加支援事業」として、対象者や支援内容を先に考えていませんか？



参加支援のねらいは、「本人・世帯が、**他者や地域、社会と関わり自分に合った役割を見出すための多様な接点**をどのように確保するか」にある。

支援対象者も様々、活用が考えられる社会資源も様々であることから、本人中心にして、柔軟な対応ができる取組形態を考える

■参加支援の取組の方法や、検討の始め方も様々

- ・個々の対象者像をイメージしながら考える
- ・地域の社会資源、地域活動などから考える

■取組内容も複数あってもよい

参加支援の取組方法のタイプの例

- ①**個別支援型**：課題を抱える当事者の事例にあわせて、その課題を解決しうる地域資源につないだり作ったりする
- ②**場づくり型**：誰でも気軽に来られる居場所やコミュニティなどの「場」を用意して、その中で様々なイベント等を通じて当事者の役割づくり等を支援する
- ③**地域支援型**：地域住民等が、当事者の課題解決のためのプロジェクトやコミュニティを企画・運営する（自治体や参加支援事業者は、プロジェクト等の運営に伴走）

（出所）

令和3年度社会福祉推進事業

重層的支援体制整備事業の促進に向けた多様な分野と連携した参加支援の在り方に関する調査研究事業

『重層的支援体制整備事業「参加支援」推進のための手引き』

株式会社 Ridilover



<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/kitei/pdf/sankashientebiki.pdf>

地域づくりに向けた取組① – 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備 –

基本的な考え方

- 血縁、地縁、社縁といった共同体機能が脆弱化する中、人と人、人と地域がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整え、緩やかなつながりによる見守りなどのセーフティーネットの充実を図っていく必要がある。
 - 既存制度に基づく拠点を包含する事業（※）であり、各制度の基準を満たす場において、各制度が対象としている高齢者・障害者・子育て中の親子・生活困窮者の居場所を確保した上で、すべての住民を対象として地域における交流の場や居場所の確保を進めていく。
- （※）包括化の対象事業……【介護】一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）、生活支援体制整備事業、【障害】地域活動支援センター事業、【子ども】地域子育て支援拠点事業、【困窮】生活困窮者の共助の基盤づくり事業
- 各拠点が担う役割を決定する際には、支援ニーズや市町村全体の資源等の把握等を行い、地域住民や支援関係機関等の関係者で議論する場を設けることが重要。



（参考）

令和4年度社会福祉推進事業

地域共生社会の実現に向けた「地域づくり」への取組に関する調査研究事業

『重層的支援体制整備事業「地域づくり」推進のための手引き』

株式会社 Ridilover

支援の展開

□ 既存の拠点等の利活用

- ・ 個別の拠点単位で見ると、地域の支援ニーズや各拠点の問題意識に合わせて、各個別制度では直接に対象としていない者も利用できる多世代・多属性の活動の場として運営することも可能。
- ※ 個々の拠点内の空間・時間で区分する（部屋を使い分ける・スペースを区切る、日・時間帯を分ける等）などの工夫により、既存制度による対象者別の場の長を保持しつつ、多機能化する方法も考えられる。
- ・ 市町村全体で、すべての住民を対象として居場所や地域参加の場が提供されることを目指す。
- ※ 市町村の中では、従前通りの特定の属性や世代に特化したかたちを維持する拠点と、新たな事業を契機として多属性・多世代に対する支援を実施するものなどが混在することも考えられる。

□ 新たな場の確保 ※ 以下の内容はあくまでも例示であり、地域性を活かした創意工夫による実施・運営が重要

- ・ 多世代型のサロンや地域食堂、コミュニティカフェなど、世代や属性を限定しない居場所や交流の場を新設することも可能。
- ・ 民間のカフェやフリースペースなどの経営主体と連携協定を締結、または他省庁取組として実施されている活動（例 小さな拠点、空き家再生等推進事業）等と連携させるなど柔軟な創意工夫により、既存の場が持つ役割を拡張するといった手法も考えられる。

基本的な考え方

【コーディネーターに求められる役割】

- 地域住民の創意や主体性を支えつつ、「人と人」、「人と資源」をつなぎ、顔の見える関係性や気にかかけあう関係性が地域で生まれるよう促していく。
- 地域の課題の掘り起こしや困りごとの解決に直結する福祉的な活動だけではなく、楽しそう、面白そうといった興味・関心から地域におけるつながりが生まれる場や取組にも着目した環境整備が図れるよう、これまではつながりの薄かった異なる分野の取組と積極的なつながりをもつことも重要である。
- 地域の中に多様な活動や選択肢が存在していることが重要であり、地域づくり事業の展開において既存の地域住民による取組の継続を妨げることがないように留意する必要がある。

支援の展開

- 地域において実施されている事業や活動等を把握し、分野横断的な取組の展開を図る
 - ・ 啓発活動等による機運の醸成に向けた取組や、地域住民が活動を開始し継続するための情報提供等のサポート体制の構築、対話の中から新たな気づきや展開が生まれる「場」づくりを支えていく。（「場」については、必ずしも拠点を指すものではなく、イベント等のきっかけづくりなど様々な形態があり得る）
 - ・ 現存する地域の活動や取組に関する情報を共有し、その価値を正当に評価する機会（発表会や表彰式等）を持つことが相互理解を深め、有用感や継続性を高めることにつながる。
- 各拠点での活動内容、対象とする利用者層を共有し、連携を強化することで市町村全体がチームとして適切な支援や活動が提供できる体制を整備する。特に、既存のコーディネート人材の活用も重要であるが、対象拡大等の業務負担を勘案した体制づくりが必要となる。
- 既存の事業や活動等においてコーディネーター的な役割を担う人材同士（例 集落支援員、地域おこし協力隊）がつながり、目的や機会を共有することにより、取組を発展させるという視点も重要である。

地域づくりに向けた取組③ – 多分野がつながるプラットフォームの展開 –

基本的な考え方

- 実施市町村においては、①多様な場・居場所づくりや、②地域活動等のコーディネートなど、地域づくりに向けたプロセスの活性化や発展のため、**分野、領域を超えた地域の多様な主体が出会い、つながりの中から更なる展開を生む機会となるプラットフォーム**の形成を意識。
- 様々な関係者が、互いの強みを持ち寄り、互いの目指す方向性や社会資源を共有し学びあうことにより、それぞれの弱みを補いあうだけでなく、地域における活動の継続性を高め、既存の活動を活性化することにつながる。
- こうした地域の“プラットフォーム”は、地域に一つではなく多様に存在していることが重要であり、多様性を確保するためには、既存の協議の場も活用して整備していくことが求められる。

プラットフォームに求められる役割

□ フィールドワークによる地域の人と資源の確認

- 地域づくりは、**地域に「ある」ものを活かす視点が不可欠**
- 地域住民や活動している団体等とフラットな関係を気づく中で、地域の人や資源（人・場・活動・サービス・情報等）の現状を確認することが必要。
- **既に住民のつながり、支え合いにつながる活動が行われている場合は、活動内容と価値を共有**し、学ぶ機会（例 住民を含む協議の場等）を設け、重要性・価値感を共有する。

※ 制度や事業等の特定の枠組みを当てはめようとするのではなく、現在の活動の形や問題意識を尊重することが重要

□ 様々な分野が集い、関係性を深めるための場（プラットフォーム）の設定

- **地域の多様な主体が情報交換、協議をすることができる機会を設定することにより、人、場、活動、サービス、情報等の地域の資源がつながり、活動の継続や発展を促すことにつながる。**
- 福祉分野に限らず、様々な分野の活動が出会い、新たな気づきを得て、アクションが起きやすい環境を整備するためには、地域や暮らしを構成する幅広い関係者間を橋渡しするようなコーディネート機能が求められる。

住民主体とはなにか考える

地域住民を福祉サービス等の事業の担い手として期待した依頼をしていませんか？



「地域づくり」は、住民一人一人が、“安心して暮らすことができる社会”、“役割と生きがいを感じられる社会”を目指すもの

地域住民の「やりたい」という思いによりそい、その思いが実現できるように幅広く支援することを考える。

- ・ いまある仕組み、既に活動されている人をみつける。つなげる。
- ・ 「楽しい」と思える仕掛け、呼び掛けを考える。
- ・ みんなで考える場を設ける、待つ

【地域の中で様々な活動が生まれるための環境整備】

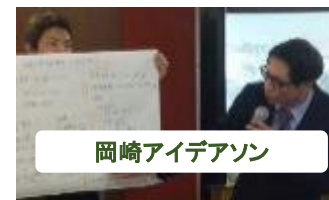
・ 「自分たちのまちを、自分たちでたのしく」をコンセプトに、地域課題をみんなでアイデアを出し合い解決する場（「出会う場」、「考える場」、「魅せる場」）を設ける（三股町）



・ 支援関係機関や団体・企業が集い、関係を深める場を設定。すでに実施していることを知ったり、新たな取組の提案など、多様な主体が連携して取組の企画が始まる場となる。（芦屋市）



民間&学生のアイデア出し



岡崎アイデアソン

・ 民間と学生がアイデア出しをする「岡崎アイデアソン」のほか、様々な主体を掛け合わせるにより農福連携の取組、高校生まちづくりプロジェクト、終活プロジェクト等を企画（岡崎市）

どんな姿を目指したのか

- 「地域共生社会」というコンセプトの下で目指しているのは、**全ての人が**自分らしく共に生きる包摂的な社会です。
- それを実現する包括的な支援体制のひとつのあり方として、「重層的支援体制」を明示したものです。
 - ①市民の皆さん同士の「気遣い合う／支え合う」関係性が豊かで（「地域づくり支援」）
 - ②市民の皆さんや地域の事業所の活動が、ひとりが考えるより良い幸せの実現に合わせて柔軟に機能を変化（「資源化」）することができ（「参加支援」）
 - ③これらと、「断らない」相談支援が相互に関わり・働きかけ合いながら包括的な支援を提供する（「包括的な相談支援」「多機関協働」「アウトリーチ」）

■ ソーシャルワーク専門職のグローバル定義

- ✓ ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々の**エンパワメントと解放を促進**する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。
- ✓ この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。

「遠回りするほど、おおぜいが楽しめ、うまくいかないことがあるほど、いろいろな人に役割がうまれる」

令和6年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体（R5.10時点）①

都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名
北海道	小樽市	福島県	福島市	千葉県	市川市	神奈川県	鎌倉市	長野県	長野市
	旭川市		郡山市		船橋市		藤沢市		松本市
	登別市		須賀川市		木更津市		小田原市		岡谷市
	七飯町		川俣町		松戸市		茅ヶ崎市		飯田市
	京極町	茨城県	土浦市		野田市		逗子市		伊那市
	妹背牛町		古河市		柏市		秦野市		駒ヶ根市
	鷹栖町		那珂市		市原市	新潟県	厚木市		下諏訪町
	津別町		東海村		流山市		新潟市		富士見町
	厚真町	栃木県	宇都宮市		君津市		柏崎市		原村
	音更町		栃木市		浦安市		村上市		松川町
	鹿追町		那須塩原市		袖ヶ浦市	富山県	関川村		飯綱町
	大樹町		さくら市		香取市		富山市	岐阜県	岐阜市
	広尾町		那須烏山市	東京都	中央区		高岡市		大垣市
	幕別町		下野市		墨田区		氷見市		関市
青森県	鯉ヶ沢町		市貝町		目黒区		南砺市		恵那市
	藤崎町		壬生町		大田区	石川県	射水市		美濃加茂市
	大鰐町		野木町		世田谷区		舟橋村		海津市
	田舎館村		高根沢町		渋谷区	福井県	金沢市	静岡県	静岡市
	板柳町	群馬県	那珂川町		中野区		小松市		浜松市
岩手県	盛岡市		太田市		杉並区		能美市		熱海市
	遠野市		館林市		豊島区	山梨県	福井市		富士宮市
	釜石市		みどり市		葛飾区		敦賀市		富士市
宮城県	矢巾町		上野村		江戸川区		鯖江市		伊豆市
	岩泉町	埼玉県	みなかみ町		八王子市		あわら市		伊豆の国市
	仙台市		玉村町		立川市		越前市		函南町
秋田県	涌谷町		川越市		三鷹市		坂井市		長泉町
	能代市		川口市		青梅市		美浜町		小山町
	大館市		行田市		調布市	山梨県	山梨市		
	湯沢市		狭山市		小平市		甲州市		
	鹿角市		草加市		国分寺市				
	由利本荘市		越谷市		国立市				
	大仙市		桶川市		狛江市				
	にかほ市		北本市		多摩市				
	井川町		ふじみ野市		稲城市				
山形県	大潟村		川島町		西東京市				
	山形市		鳩山町						
	天童市								

令和6年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体（R5.10時点）②

都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名
愛知県	名古屋市	滋賀県	彦根市	兵庫県	姫路市	岡山県	岡山市	福岡県	福岡市	大分県	大分市
	豊橋市		長浜市		尼崎市		総社市		大牟田市		中津市
	岡崎市		近江八幡市		明石市		美作市		久留米市		臼杵市
	一宮市		草津市		芦屋市		西栗倉村		八女市		津久見市
	半田市		守山市		伊丹市	広島県	広島市		大川市		竹田市
	春日井市		栗東市		川西市		呉市		小都市		杵築市
	豊川市		甲賀市		養父市		竹原市		古賀市		宇佐市
	豊田市		野洲市		加東市		三原市		うきは市		九重町
	犬山市		湖南市	奈良県	奈良市		尾道市		糸島市		玖珠町
	稲沢市		高島市		桜井市		福山市		岡垣町	宮崎県	都城市
	新城市		東近江市		宇陀市		大竹市		大刀洗町		延岡市
	東海市		米原市		三郷町		東広島市	佐賀県	佐賀市		小林市
	大府市	京都府	竜王町		田原本町		廿日市市		長崎市		日向市
	知多市		京都市		高取町	山口県	海田町	長崎県	五島市		三股町
	岩倉市		亀岡市		王寺町		坂町		山鹿市		都農町
	豊明市		長岡京市	和歌山県	吉野町		宇部市	熊本県	菊池市		門川町
	日進市		精華町		大淀町		山口市		合志市	鹿児島県	鹿児島市
	田原市	大阪府	堺市		川上村	徳島県	長門市		大津町		鹿屋市
	みよし市		豊中市	鳥取県	和歌山市		周南市		菊陽町		中種子町
	長久手市		高槻市		橋本市	香川県	小松島市		御船町		大和村
	阿久比町		貝塚市		鳥取市		高松市	愛媛県	嘉島町		和泊町
	東浦町		枚方市		米子市		さぬき市		益城町	346自治体	
	美浜町		茨木市		倉吉市	高知県	綾川町				
	武豊町		八尾市		智頭町		琴平町				
三重県	四日市市		富田林市		八頭町		宇和島市				
	伊勢市		河内長野市	島根県	湯梨浜町		愛南町	高知県	高知市		
	松阪市		箕面市		琴浦町	香川県	安芸市		安芸市		
	桑名市		柏原市		北栄町		四万十市		本山町		
	鈴鹿市		高石市		江府町		いの町		中土佐町		
	名張市		東大阪市		松江市		黒潮町				
	亀山市		交野市		出雲市	徳島県					
	鳥羽市		大阪狭山市	鳥取県	大田市						
	いなべ市		阪南市		江津市						
	志摩市		熊取町		美郷町						
	伊賀市		太子町		吉賀町						
	御浜町										

令和6年度 重層的支援体制整備事業への移行準備事業 実施予定自治体

(令和5年10月調査時点)

都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名
北海道	苫小牧市	群馬県	桐生市	長野県	茅野市	大阪府	大阪市	香川県	丸亀市	熊本県	宇土市
	恵庭市		沼田市		塩尻市		泉大津市		坂出市		宇城市
	黒松内町		東吾妻町		佐久市		守口市		善通寺市		天草市
	東川町		明和町		小海町		寝屋川市		今治市		西原村
	斜里町	埼玉県	大泉町		辰野町		大東市	愛媛県	伊予市		甲佐町
	白老町		飯能市		箕輪町		羽曳野市		四国中央市		山都町
	本別町		鴻巣市		飯島町		摂津市		室戸市		相良村
	厚岸町		久喜市		南箕輪村		河南町		南国市		あさぎり町
青森県	大間町	千葉県	富士見市	岐阜県	中川村	兵庫県	千早赤阪村	高知県	須崎市	大分県	別府市
岩手県	一関市		吉川市		喬木村		西宮市		香南市		日田市
	奥州市		白岡市		美濃市		西脇市		東洋町		佐伯市
	滝沢市		千葉市		本巣市		高砂市		奈半利町		豊後高田市
宮城県	石巻市	東京都	八千代市		郡上市		小野市		田野町		豊後大野市
	東松島市		四街道市		神戸町		三田市		北川村		由布市
	富谷市		文京区		安八町	奈良県	丹波篠山市		馬路村	宮崎県	国東市
	大河原町		品川区	静岡県	大野町		丹波市		大豊町		日出町
山形県	南三陸町		練馬区		坂祝町		朝来市		土佐町		日南市
	鶴岡市	神奈川県	足立区		島田市		宍粟市		仁淀川町		えびの市
	酒田市		町田市		焼津市	鳥取県	太子町		佐川町		高鍋町
	長井市		福生市	愛知県	藤枝市		上郡町		越知町		新富町
福島県	高島町		羽村市		御殿場市	島根県	大和郡山市		日高村	鹿児島県	木城町
	遊佐町	新潟県	平塚市		安城市		生駒市		津野町		川南町
	会津若松市		座間市		蒲郡市		香芝市	福岡県	四万十町		椎葉村
	いわき市		三条市		小牧市	岡山県	明日香村		北九州市		いちき串木野市
	喜多方市	富山県	見附市		高浜市		下市町		飯塚市		志布志市
	伊達市		魚津市	三重県	愛西市		日吉津村	佐賀県	筑後市		姦良市
	只見町	福井県	小浜市		東郷町	徳島県	益田市		宗像市	沖縄県	龍郷町
	南会津町		勝山市	滋賀県	蟹江町		安来市		武雄市		知名町
栃木県	三春町	山梨県	南アルプス市		紀宝町		倉敷市	長崎県	上峰町		那覇市
	鹿沼市		甲斐市		大津市		笠岡市		佐世保市		糸満市
	日光市		中央市		日野町		備前市		平戸市		沖縄市
	小山市			京都府	豊郷町		矢掛町		西海市		うるま市
	真岡市				福知山市		美咲町				南城市
	大田原市				舞鶴市		府中町				
	矢板市				綾部市		下関市				
	上三川町				京丹後市		阿南市				
	芳賀町						北島町				

206自治体

※令和5年10月時点のものであり、
変更の可能性があります。

情報提供：地域共生社会の在り方検討会議が開始されました

[ホーム](#)[本文へ](#) [お問い合わせ窓口](#) [よくある御質問](#) [サイトマップ](#) [国民参加の場](#)

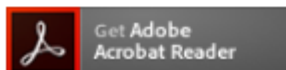
Google カスタム検索

検索

[テーマ別に探す](#)[報道・広報](#)[政策について](#)[厚生労働省について](#)[統計情報・白書](#)[所管の法令等](#)[申請・募集・情報公開](#)[ホーム](#) > [政策について](#) > [審議会・研究会等](#) > [社会・援護局（社会）が実施する検討会等](#) > 地域共生社会の在り方検討会議

地域共生社会の在り方検討会議

回数	開催日	議題等	議事録／議事要旨	資料等	開催案内
第1回	2024年6月27日 (令和6年6月27日)	1. 地域共生社会の在り方検討会議での「議論の視点」等について 2. 地域共生社会の実現に向けた取組と課題について 3. その他	—	資料	開催案内



▶ [PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。](#)

政策について

[分野別の政策一覧](#)[組織別の政策一覧](#)[各種助成金・奨励金等の制度](#)[審議会・研究会等](#)[審議会・研究会等開催予定一覧](#)[国会会議録](#)[予算および決算・税制の概要](#)

情報提供：各報告書をご活用ください

社会福祉推進事業において、包括的な支援や重層的支援体制整備事業について報告書を取りまとめています。

事業を進める際の参考にしてください。

地域共生社会 社会福祉推進事業 報告書・手引き



検索



地域共生社会を考えるコラム

記事はこちらよりご覧ください



🔍 厚生労働省 note



2023年4～6月に短期集中連載。地域共生社会の事例など合計6本の記事を公開中
気に入っていただけたら、ぜひスキ❤️を押してください！

厚生労働省noteとは？

厚生労働省では、広報改革の一環として、自分たちの言葉で直接情報を届けることで国民に身近な存在として感じてもらい、信頼につなげるための“顔の見える広報”に取り組んでいます。noteでは、これまで裏方に徹していた厚生労働省職員があえて「ひとりの担当者」として登場し、政策や職員の思いを伝えます。